

広島市教育委員会事務 点検・評価報告書

令和 6 年 9 月
広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨	1
2 本市教育委員会における実施方法	1

II 点検・評価結果

1 一人一人を大切にする教育の実現に関する事務

(1) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進に関すること

ア 幼児教育の推進	2
イ 学力向上の推進 [重点取組項目]	5
ウ キャリア教育の推進	10
エ 体力向上の推進	12
オ 平和教育の推進 [重点取組項目]	15
カ 高等学校の特色化・魅力化の推進	20
キ 特別支援教育の充実	22
ク 中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進	30
ケ 帰国・外国人児童生徒等に係る教育の支援	34
コ 学校施設の整備	37
サ ICTを活用した教育の推進	40
シ 学校給食の充実	43

(2) いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進に関すること

ア いじめ・不登校等対策の推進 [重点取組項目]	45
イ 地域とともにある学校づくりの推進 [重点取組項目]	52
ウ 休日の部活動の地域移行（中学校）	55
エ 子どもの安全対策の推進	56
オ 学校における働き方改革の推進 [重点取組項目]	60

2 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに関する事務

(1) 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援に関すること

ア 就学援助	64
--------	----

III 学識経験者の意見

1 概要	66
2 意見の内容	66

(参考)

1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況	69
(2) その他の主な活動	72

2 教育委員会事務局・教育機関等組織図（令和6年4月1日現在）

3 広島市立学校の児童生徒数等

4 図表一覧

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

令和 5 年度とする。

(3) 点検・評価の構成等

ア 点検・評価の構成

(ア) 事務の目的・概要

(イ) 課題等への対応方針

(ウ) 令和 5 年度における管理・執行状況

(エ) 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

イ 重点取組項目

令和 5 年度の重点取組項目としては、広島の子どもたちが「心身ともにたくましく思いやりのある人」としてその可能性を最大限に発揮する教育を目指す取組のうち、

(ア) 教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として「学力向上の推進」、

(イ) 「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として「平和教育の推進」、

(ウ) 学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として「いじめ・不登校等対策の推進」、

(エ) 学校と地域住民等が連携・協働しながら将来のまちづくりの担い手となる子どもたちの育成を図る取組項目として「地域とともにある学校づくりの推進」、

(オ) 教員が子どもとしっかり向き合い、個に応じたきめ細かな指導を行うための取組項目として「学校における働き方改革の推進」

を選定する。なお、重点取組項目については、項目の先頭に「**重**」を表記している。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

令和 6 年 8 月 1 日（木）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授
- ・ 福田 敦志 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

Ⅱ 点検・評価結果

1 一人一人を大切にする教育の実現に関する事務

(1) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進に関すること

ア 幼児教育の推進

第1 事務の目的・概要

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、全ての子どもに対して質の高い幼児教育・保育を行うことができるよう、幼児教育・保育の一体的な質の向上を図ることが必要である。このため、令和2年3月に広島市が策定した「広島市幼児教育・保育ビジョン」の考え方等を踏まえ、幼児教育に係る実践研究の推進や将来にわたって持続可能な提供体制の構築に取り組むことにより、本市全体の幼児教育・保育の充実を図る。

第2 課題等への対応方針

1 市立幼稚園における研究推進

市立幼稚園教育研究会と連携し、研究や研修会のあり方について検討した上で、教員にとって、より実践的な研修となるよう、指定園・校等による公開研究会を開催する。

2 市立幼稚園のあり方の検討

「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」において、現在市立幼稚園が所在していない区も含め、地域の幼児教育・保育の拠点として各区に設置することとしている公立の認定こども園（以下、この項目において「拠点園」という。）については、こども未来局と連携しながら、幼児教育・保育の内容や施設・設備、整備スケジュール等について、具体的な検討を進める。また、引き続き、公開保育の実施など拠点園が担う研修機能等の充実に努める。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象とした2園について、引き続き、関係部局と連携を図りながら、まちづくりの観点から、地域との協議を進める。また、新たに検討対象とする園を選定し、地域との関わりの度合などを踏まえながら、まちづくりの観点から、地域との協議を進める。

第3 令和5年度における管理・執行状況

1 市立幼稚園における研究推進

研究のテーマや視点等について、より社会のニーズに対応したものとなるよう、市立幼稚園教育研究会と連携し、検討を行った。「幼保小連携推進」では幼児の姿の見取り方、「地域・子育て支援」では人と関わる力が育つための保育の工夫、「特別支援教育」では教師間や保護者、専門機関との連携、「3歳児教育」では、認定こども園への移行を見据え、自分の思いを十分に出せる環境構成の工夫に重点を置き、全市立幼稚園において、いずれかの実践研究を行い、研究テーマごとに実践研究発表を行った。また、小学校教育との円滑な接続を図るため、4園・4校を幼保小連携推進園・校に指定し、接続カリキュラムに関する研究を行い、その成果を全市に普及した。

2 市立幼稚園のあり方の検討

拠点園については、こども未来局と連携し、幼児教育・保育の内容等について、幼稚園教諭及び保育士から意見を聴取しながら検討を進めた。また、拠点園が担う機能の先導的な取組として、引き続き、拠点園となる予定の市立幼稚園と公立保育園が連携して公開保育を実施し、幼稚園・保育園等の相互理解を深めるとともに、研修機能の充実に努めた。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象とした2園のうち1園について、関係部局と連携を図りながら、まちづくりの観点から、地域との協議を進めた。なお、残りの1園については、入園児数が大きく増加したことから、検討を休止し、園児数の状況を見守ることとした。

また、一定規模の集団による教育環境の確保が困難であると見込まれる「4歳児の入園児数が7人以下」となった園のうちから、入園児数の推移や地域バランス等を考慮して、新たに1園を検討対象とし、関係部局と連携を図りながら、まちづくりの観点から、地域との協議を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 市立幼稚園における研究推進

(1) 評価

市立幼稚園教育研究会と連携し、研究のテーマや視点等を見直した上で、全市立幼稚園による実践研究を行い、研究の成果を共有することができた。

また、幼保小連携推進園・校の指定校において、実践・研究内容を公開し、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の教員等と協議を行うことで研究の成果を普及することができた。

(2) 課題

市立幼稚園がこれまで培ってきた研修機能を維持するとともに、小学校教育との円滑な接続に係る研究の一層の充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

市立幼稚園教育研究会において研究を行ってきた「幼保小連携推進」「地域・子育て支援」「特別支援教育」「3歳児教育」の研究については、本市の研究指定校として位置付け、研修機能の充実を図るとともに、その研修成果を市内の教育施設等に公開する。また、小学校教育との円滑な接続を図るため、引き続き、幼保小連携推進園・校を指定し、実践的な研究を行い、全校種の教職員等を対象とした公開研究会や小学校の教務主任を対象とした研修会等を通してその成果を幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の教員等に普及する。

2 市立幼稚園のあり方の検討

(1) 評価

拠点園については、その機能を発揮しつつ、これまで培ってきた幼児教育・保育を引き継いでいけるよう、こども未来局と連携し、幼児教育・保育の内容等について、幼稚園教諭及び保育士から意見を聴取しながら検討を進め、拠点園で必要となる計画のうち、「全体的な計画」等について、全ての拠点園で統一すべき内容や様式等を整理することができた。また、15園で実施した公開保育には、各地域の146の幼稚園・保育園・小学校等が参加し、意見交流等を通して、資質・能力の向上を図ることができた。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象とした2園について、関係部局と連携を図りながら、地域における幼児教育・保育の需給状況や他都市の公立幼稚園数の推移などの客観的

なデータを示した上で、まちづくりの観点から、地域との協議を進めることができた。協議では、地域が園児確保に協力するなど園の存続やサービスの拡充を求める意見が出される一方で、閉園後の跡施設の活用についての意見も出始めている状況である。また、残りの1園については、入園児数が大きく増加したことから、検討を休止し、園児数の状況を見守ることを地域に説明した。

(2) 課題

拠点園については、引き続き、こども未来局と連携しながら、園の設置に向けて、幼児教育・保育の内容等について、検討を着実に進める必要がある。また、施設の整備前においても、拠点園となる予定の市立幼稚園と公立保育園が連携して、拠点園が担う研修機能等の充実に努める必要がある。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象とした2園について、地域の一定の理解が得られるよう、まちづくりの観点から、地域との協議を着実に進める必要がある。また、その他の園についても、入園児数等の状況を見ながら、引き続きあり方の検討を進める必要がある。

(3) 対応方針

拠点園については、こども未来局と連携しながら、幼児教育・保育の内容等について、地域の実情等も踏まえながら、具体的な検討を進める。また、引き続き、公開保育の実施など拠点園が担う研修機能等の充実に努める。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象とした2園について、引き続き、関係部局と連携を図りながら、協議で出された意見を踏まえ、まちづくりの観点から、地域との協議を進める。なお、地域の一定の理解が得られた場合には、閉園に向けた手続に着手するとともに、地域との協議を行いながら、跡施設の活用策等について、具体的な検討を進める。また、入園児数の推移や地域バランス等を考慮して、新たに検討対象とする園を選定し、地域との関わりの度合などを踏まえながら、まちづくりの観点から、地域との協議を行う。

第1 事務の目的・概要

児童生徒が確かな学力を身に付けることができるよう、小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間を「学びの基礎づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、基礎的な知識・技能の定着を図るとともに、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間を「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、小・中学校の連携・接続の充実、「ひろしま学びの時間」※の内容や学び方（情報を取り出す、思考・判断する、表現する）を生かした授業等の実施、小学校の英語専科指導教員の指導力の向上及び中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用による英語教育の充実に取り組む。

※ 言語・数理運用科の教材や学び方を生かす時間

第2 課題等への対応方針

1 基礎的な知識・技能の定着（小・中学校の連携・接続の充実）

全国学力・学習状況調査の結果を基に、基礎学力に課題のある小・中学校を「学力向上重点指定校」として指定し、年間を通して指導主事が訪問し授業改善について指導する。研究の成果については、各学校において授業改善の参考とすることができるよう、公開研究会や校長会等において、効果的な指導方法等についての資料を、年間を通して複数回提供する。

また、引き続き、各中学校区で児童生徒の学力に係る課題を共有し、各学校において課題解決に向けた取組を推進する。

2 「ひろしま学びの時間」の内容や学び方を生かした授業等の実施

各学校の総合的な学習の時間における探究的な学びが充実するよう、特色ある教育実践研究校における研究成果を全学校に周知する。また、指導主事の学校訪問等の際に、「ひろしま学びの時間」の内容や学び方を生かした学習活動が発展的に繰り返されているか等について引き続き指導助言を行う。

3 英語教育の充実

(1) 英語教育研究指定校の取組

児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力を育成するため、英語教育研究指定校において、ALT とのティームティーチング授業モデルの作成、E-Camp の実施、学習者用デジタル教科書を含むタブレット端末の活用等、先進的な取組を行い、その成果を全学校へ普及する。

(2) 小学校英語専科指導教員の指導力の向上

全校に配置した高学年の外国語科を担当する英語専科指導教員を対象に、引き続き研修会を2回（新規採用者は3回）開催する。

(3) 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

英語担当教員を対象に、ALT の効果的な活用方法について研修会を開催するとともに、小学校において、授業以外で児童が ALT と話す機会を設ける等、ALT の積極的な活用を行う。

第3 令和5年度における管理・執行状況

1 基礎的な知識・技能の定着（小・中学校の連携・接続の充実）

令和4年度に実施した全国学力・学習状況調査の算数科・数学科における正答率30%未満の児童生徒の割合が高い小学校5校、中学校3校を学力向上重点指定校に指定し、算数科・数学科を中心に、一人一人の特性や学習進度、学習到達度に応じたきめ細かな指導等を行い、その取組内容を全市に普及した。

また、基礎的な知識・技能の定着を図るため、全ての中学校区に設置している小・中連携教育研究会において、各小・中学校が分析した結果を持ち寄り、成果と課題を共有した上で研究テーマを決定し、それに基づいた授業研究を実施した。

なお、令和5年度実施の全国学力・学習状況調査の結果（図表1、2）をみると、小学校における平均正答率は全国平均をやや上回っており、中学校における平均正答率は全国平均とほぼ同等である。また、正答率が30%未満の小学校児童の割合は全国平均をやや下回っており、中学校生徒の割合は国語と英語では全国平均をやや下回っているものの、数学は全国平均とほぼ同等であった。このうち、中学校数学における関数など、それぞれの教科の課題については指導方法改善のポイントを校長会等で周知するとともに、調査結果や指導方法改善のポイント、授業モデルなどを掲載した報告書を作成し、全校に配付した。

【図表1】令和5年度全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率（単位：％）

区分	国語	算数・数学	英語	
			（聞くこと・読むこと・書くこと）	（話すこと）
小学校	68（67.2）	64（62.5）		
中学校	70（69.8）	50（51）	45（45.6）	14（12.4）

※（ ）内は全国

※平成29年度以降の市、県の平均正答率は整数で公表されている。

【図表2】全国学力・学習状況調査における正答率30%未満の児童生徒の割合（単位：％）

区分	国語	算数・数学	英語	
			（聞くこと・読むこと・書くこと）	（話すこと）
小学校	6.9（7.0）	8.5（9.8）		
中学校	5.7（7.1）	25.8（25.0）	35.1（36.1）	83（84）

※（ ）内は全国

2 「ひろしま学びの時間」の内容や学び方を生かした授業等の実施

総合的な学習の時間等の推進に係る研究指定校において、公開研究会を実施し、各学校における取組の参考となるよう、地域と連携した活動や取組等を周知した。また、各学校が、児童生徒や地域の実態に応じて総合的な学習の時間の目標や内容を適切に設定しているか、問題解決的な学習活動が発展的に繰り返されているか等について、指導主事の学校訪問等で指導計画を基に指導助言を行った。

3 英語教育の充実

(1) 英語教育研究指定校の取組

英語教育研究指定校において、英語授業の改善や英語を使う場の多様化、学習支援の充実を図るため、ALT とのティームティーチング授業モデルの作成、E-camp への参加、学習者用デジタル教科書等含むタブレット端末の活用等の取組を実施した。また、その取組を普及するため公開研究会を実施した。

(2) 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員を対象に、指導力向上に向けた研修会を開催した。

(3) 中学校英語指導助手（ALT）効果的な活用

英語担当教員を対象に、ALT の効果的な活用方法について研修会を開催するとともに、中学校に配置されている ALT を小学校に派遣した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 基礎的な知識・技能の定着（小・中学校の連携・接続の充実）

(1) 評価

学力向上重点指定校において、標準学力調査を活用し、取組の成果を検証した結果、全国の平均正答率を上回ったり、正答率 30%未満の児童の割合が減少したりする等、学力の定着状況に改善が見られた学校（小学校 5 校中 4 校、中学校 3 校中 1 校）があった。改善の見られた学校において効果のあった取組として、基礎的な知識・技能の確実な定着を図るための評価問題のきめ細かな実施と、学習進度や学習到達度に応じた、自己選択による練習問題の実施等が挙げられる。それらの取組を各学校の授業改善に生かせるように、公開研究会や実践発表会等において紹介したり、成果をまとめた資料を提供したりすることにより、年間を通して複数回周知・普及することができた。

小・中合同研究会においては、参集による授業観察・協議会を行い、授業におけるタブレット端末の効果的な活用等について、各学校の取組を共有することができた。

(2) 課題

依然として、平均正答率が全国平均を下回っており、正答率 30%未満の児童生徒が一定数いる学校もあるため、引き続き各中学校区において、学力向上のための取組について継続的な研究を行うとともに、基礎学力に課題のある学校を研究指定校として指定し、より実効性のある指導方法等について研究を行う必要がある。

(3) 対応方針

全国学力・学習状況調査の結果を基に、基礎学力に課題のある小・中学校を「学力向上重点指定校」として指定し、年間を通して指導主事が訪問し授業改善について指導する。研究の成果については、各学校において授業改善の参考とすることができるよう、公開研究会や校長会等において、効果的な指導方法等についての資料を、年間を通して複数回提供する。

また、引き続き、各中学校区で児童生徒の学力に係る課題を共有し、各学校において課題解決に向けた取組を推進する。

2 「ひろしま学びの時間」の内容や学び方を生かした授業等の実施

(1) 評価

各学校が、指導主事の助言等を参考に、指導計画を見直したことにより、児童生徒や地域

の実態に応じた総合的な学習の時間の目標や内容を設定することができた。また、これまで「ひろしま学びの時間」の内容や学び方を活用してきたことにより、総合的な学習の時間の学習が問題解決的に展開されるようになった。

(2) 課題

総合的な学習の時間における問題解決的な学習活動が発展的に繰り返されていない学校もある。また、今後も、総合的な学習の時間等において、必要に応じてタブレット端末で「ひろしま学びの時間」の教材を活用できるよう、教材のデジタル化を検討する必要がある。

(3) 対応方針

各学校の総合的な学習の時間における探究的な学びが充実するよう、総合的な学習の時間等の推進に係る研究指定校における研究成果を全学校に周知する。また、「ひろしま学びの時間」の教材をデジタル化することについて検討する。

3 英語教育の充実

(1) 評価

ア 英語教育研究指定校の取組

英語教育研究指定校において、英語授業の改善や英語を使う場の多様化、学習支援の充実を図るための取組を実施した効果を、インタビューテスト等により検証した結果、平均正答率が指定校全学校（中学校 4 校）で上昇した。こうした取組の成果を、公開研究会で発表することができた。

イ 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員の指導力向上を図るため、学習指導要領に対応した研修会を 2 回（新規採用者は 3 回）開催した結果、学習指導要領の示す「英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合う」言語活動を行っている学校の割合（73%、全国 55.6%）が増加した。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

英語担当教員を対象にした研修会を開催し、ALT の効果的な活用方法について、参加者の 87.3%が理解を深め、85.7%が授業実践へとつなげることができた。また、中学校に配置されている ALT を小学校にも派遣し、ALT と英語でコミュニケーションを図る機会を設定することができた。

(2) 課題

ア 英語教育研究指定校の取組

英語教育研究指定校において、成果のあった取組を広く全学校に普及する必要がある。

イ 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員の実践的指導力のより一層の向上を図る必要がある。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

ALT を活用した言語活動のより一層の充実を図っていく必要があるとともに、各学校の ALT の配置日数を増やしていく必要がある。また、小学校段階から、生きた英語に触れる機会を通して、英語によるコミュニケーション能力を育成することができるよう、ALT を小学校においても積極的に活用していく必要がある。

(3) 対応方針

ア 英語教育研究指定校の取組

児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュ

コミュニケーション能力を育成するため、英語教育研究指定校において、ALT とのティームティーチング授業モデルの作成、E-Camp の実施、学習者用デジタル教科書等タブレット端末の活用等、先進的な取組を行い、その成果を全学校へ普及する。

イ 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員全員を対象とした研修会を 2 回から 3 回に増やし、実践的指導力のより一層の向上を図る。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

ALT を活用した言語活動のより一層の充実を図るため、英語担当教員を対象に研修会を開催するとともに、ALT をさらに増員して各学校における配置日数を増やす。また、小学校において、授業以外で児童が ALT と話す機会を設ける等、ALT の積極的な活用を行う。

なお、教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として、「学力向上の推進」を、令和 6 年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

学校教育活動を通じて、一人一人の社会的・職業的自立に向け、また、将来の地域社会の担い手となることができるよう、地元企業等での体験学習等を通じて、それに必要な能力や態度を育成する。

第2 課題等への対応方針

各学校において、キャリア教育を年間指導計画に位置付け、働くことの意義や社会の一員としての役割等を理解し、自らの生き方について考えていく学習を教科横断的に行うとともに、中学校では職場体験、高等学校ではインターンシップを充実させるなど、各校種で児童生徒の発達段階に応じた体験学習を行う。その一環として、本市ホームページ、SNSでの募集や地元経済団体との連携強化等により地元の協力企業等の受け皿を拡充し、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や「ひろしまキャリア教育応援団」と連携した職業講話等の充実を図る。

第3 令和5年度における管理・執行状況

小学校では、低学年で実施するまち探検や中学年から高学年において実施する社会見学及び外部講師による講演会等を通して様々な職業に携わる人々の思いや働くことの大切さについて学んだ。また、体験活動を実施する際には、教員が、教科指導の視点だけでなく、キャリア教育の視点をもって取り組むことができるよう、校内研究会等の機会を捉え、指導主事が指導助言を行った。

中学校では、全校において職場体験学習、職業講話のいずれか又は両方を実施した。職場体験学習については、令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から実施校が減少していたが、令和5年度は38校で実施した。また、新たな体験学習の受け皿の拡充に向けて、本市ホームページやSNSで中学生の職場体験受け入れ事業所の募集を行った。

職業講話については、地元の経済団体（広島商工会議所、広島経済同友会、広島県経営者協会、中国経済連合会）で組織する「ひろしまキャリア教育応援団」から30校に延べ141人の講師が派遣された（図表3）。

【図表3】職場体験学習及びひろしまキャリア教育応援団からの講師派遣による職業講話実施校等（中学校）

区分	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職場体験学習	61校	2校	5校	12校	38校
ひろしまキャリア教育 応援団協力企業等数	6	6	34	42	43
職業講話 (ひろしまキャリア教育 応援団からの講師派遣による)	1校 (講師6人)	9校 (講師40人)	24校 (講師113人)	33校 (講師137人)	30校 (講師141人)

高等学校では、生徒の学習意欲や職業意識をより一層高めるため、「プロフェッショナル人

材活用事業」として、産業界の一線で活躍している企業人や大学教授などによる講義を全校で実施した。

また、インターンシップについては、就職コーディネーターや各校の進路指導部による企業への働きかけにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施できなかった時期からは回復傾向にあり、令和5年度は生徒172人に対して実施した（図表4）。

【図表4】インターンシップ参加者数（高等学校）

区分	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	359人	2人	82人	141人	172人

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

各学校においてキャリア教育を年間指導計画に位置付け、各教科や特別活動等のねらいや、児童生徒の実態を踏まえて、小・中・高等学校それぞれの発達段階に応じた体験学習等を通して、児童生徒が働くことの意義や地元企業の特長等を学び、自己の将来の在り方について考えることができた。

小学校では、まち探検や社会見学及び外部講師による講演会等を通して、様々な職業に携わる人々の思いや働くことの大切さについて学ぶことができた。

中学校については、全校において職場体験学習又は職業講話を実施し、幅広く将来のキャリアについて考える機会とすることができた。また、職場体験学習については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から実施校数が減少していた時期と比較すると実施校が増加した。さらに、本市ホームページやSNSで中学生の職場体験受け入れ事業所の募集を行い、受け入れ事業所リストに新たに3つの企業を加えることができた。

高等学校については、「プロフェッショナル人材活用事業」として、産業界の一線で活躍している企業人や大学教授などによる講義を全校で実施し、生徒の学習意欲や職業意識をより一層高めることができた。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった時期に比べ希望する生徒がインターンシップに参加できるようになり、職業観、勤労観を醸成するとともに、自己の職業適性や将来設計について考える機会となった。

2 課題

将来の地域社会の担い手として働くことの意義の理解を深め、生徒が地元企業の活動に関心を持つきっかけとなるよう、地元の協力企業等の受け皿を拡充し、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や「ひろしまキャリア教育応援団」を活用した職業講話を充実させる必要がある。

3 対応方針

引き続き、各学校において、キャリア教育を年間指導計画に位置付け、働くことの意義や社会の一員としての役割等を理解し、自らの生き方について考えていく学習を教科横断的に行うとともに、地元経済団体との連携強化や本市ホームページ、SNSでの積極的な募集により、地元の協力企業等の受け皿の拡充に取り組み、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や職業講話の充実を図る。

第1 事務の目的・概要

体育科・保健体育科の授業等における体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を普及することで、児童生徒の基礎的・基本的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を育む。

第2 課題等への対応方針

各学校の体力の課題に応じた授業改善の取組が推進されるよう、体力向上担当教諭を対象に、自校の課題となる体力要素の分析及び体力の課題ごとに準備運動が示された「体力アップ運動事例集」に記載された取組の実施方法に関する実技研修会を実施する。

また、運動習慣の定着が図られるよう、教育委員会が作成した「体力アップ運動事例集」や「体力アップハンドブック」、「家庭でもできる手軽な運動事例集」の活用方法や、研究校で成果のあった家庭と連携した取組(家庭におけるトレーニングメニューの作成と実践)について、研修会を通じて全学校に普及する。

あわせて、研究校においては、毎月、生活リズムカレンダー実施週間を設定したり、10 オフ運動を実施したりするなど、体力との関連が示されている生活習慣の改善に視点を当てた取組を実施し、その成果を検証する。

第3 令和5年度における管理・執行状況

5月、1月に小学校の体力づくり推進リーダー、中学校の保健体育科教員を対象に研修会を開催し、本市の児童生徒の体力の現状と課題及び研究校の体力向上に向けた取組を周知した。

また、運動習慣の定着が図られるよう、「体力アップ運動事例集」や「体力アップハンドブック」、「家庭でもできる手軽な運動事例集」の活用方法や、研究校における家庭と連携した取組を研修会で普及するとともに、広島に拠点を置くプロスポーツ団体等で組織する「NPO 法人 トップス広島」と連携し、児童生徒が意欲的に運動に取り組むことができるよう、プロスポーツ選手等が紹介する「一人でもできる運動」動画を全校共通のオンライン学習支援システムに掲載した。

研究校においては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査(以下、この項目において「全国体力調査」という。)結果から、課題となっている全身持久力の向上に重点を置き、「体力アップ運動事例集」を活用し、体育授業の準備運動にオリジナル体操(小学校)やリズム縄跳び(中学校)を取り入れるとともに、動画等を活用した家庭での取組を促した。あわせて、生活リズムカレンダー等の活用や、毎月10日、10 オフ運動を実施するなど、生活習慣の改善に視点を当てた取組を実施した。また、その成果を研修会等において発表し、全学校に普及するよう努めた。

なお、令和5年度全国体力調査(実技調査)の結果(図表5)をみると、本市の体力合計点は全国平均値を小・中学校男女ともに下回っており、特に全身持久力(20m シャトルラン、持久走)における数値の乖離が大きい。また、体力合計点と関連を示した質問紙項目の結果(図表6)から、授業以外の「1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒の割合」は、小学校において全国平均値をやや上回り、中学校において全国平均値を下回っており、「1週間の総運

動時間 60 分未満の児童生徒の割合」は、小学校では全国平均値を下回っており、中学校では上回っている。さらに、「スクリーンタイムが 2 時間未満の児童生徒の割合」は、小学校では全国平均値をやや上回り、中学校では全国平均値を下回っている。

【図表 5】令和 5 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」実技調査の結果

	体力合計点 ※（ ）内は令和 4 年度			
対 象	小 5 男子	小 5 女子	中 2 男子	中 2 女子
全 国	52.6 (52.3)	54.3 (54.3)	41.2 (41.0)	47.1 (47.4)
広島市	51.9 (51.9)	53.0 (53.5)	41.1 (40.9)	46.3 (46.9)

体力要素	筋力				筋力・筋持久力				柔軟性			
種 目	握力 (kg)				上体起こし (回)				長座体前屈 (cm)			
対 象	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
全 国	16.1	16.0	29.0	23.1	19.0	18.1	25.7	21.5	34.0	38.5	44.0	46.3
広島市	15.8	15.6	28.9	22.8	18.8	17.9	25.8	21.7	32.9	37.3	44.3	45.7
体力要素	敏しょう性				全身持久力							
種 目	反復横跳び (点)				20mシャトルラン (折り返し数)				持久走 (秒)			
対 象	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
全 国	40.6	38.7	51.2	45.7	46.9	36.8	77.8	50.5			409.9	307.0
広島市	39.2	37.2	51.4	45.2	43.8	33.0	77.2	47.7			417.4	315.3

体力要素	スピード				瞬発力				巧ち性・瞬発力			
種 目	50m走 (秒)				立ち幅跳び (cm)				(小) ソフトボール投げ (m) (中) ハンドボール投げ (m)			
対 象	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
全 国	9.5	9.7	8.0	9.0	151.2	144.3	197.0	166.2	20.5	13.2	20.3	12.4
広島市	9.4	9.6	7.9	8.9	149.6	142.1	195.5	163.9	22.4	13.4	20.3	12.5

【図表 6】令和 5 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」生徒質問紙調査のうち体力合計点と関連を示した項目の結果 (単位：%)

項目		対象	全国	広島市
学校の体育、保健体育の授業以外で、1 日にどのくらいの時間運動していますか。	1 週間の総運動時間 420 分以上 ※（ ）内は 1 週間の総運動時間 60 分未満	小 5 男子	50.1 (9.0)	52.5 (7.9)
		小 5 女子	27.4 (16.3)	29.9 (15.6)
		中 2 男子	77.7 (11.0)	74.3 (11.7)
		中 2 女子	57.2 (24.9)	52.0 (25.9)
学習以外で 1 日にどのくらいの時間、テレビや DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ていますか。	スクリーンタイム 2 時間未満	小 5 男子	36.6	36.9
		小 5 女子	43.3	43.5
		中 2 男子	25.4	24.7
		中 2 女子	27.2	26.5

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

研究校において、「体力アップ運動事例集」を活用した準備運動を実施するとともに、動画等を活用した家庭での取組を促した結果、研究校が独自に実施した事後調査では、年度当初に実

施した実技調査の全身持久力の数値を上回った。こうした取組の成果について、公開研究会で授業公開するとともに、研修会で実践発表を行ったことで、授業改善や運動習慣の定着に向けた取組を周知することができた。

2 課題

令和5年度全国体力調査（実技調査）において、本市の体力合計点が小・中学校ともに全国平均値を下回っていることから、自校の調査結果をもとに、児童生徒の体力の状況を把握分析し、その課題に応じた授業改善等の取組を計画的に行う必要がある。

また、中学校において、全国体力調査（児童生徒質問紙）の授業以外の「1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒の割合」及び「スクリーンタイム2時間未満の児童生徒の割合」が全国平均値を下回っていることから、生徒の運動習慣の定着及び生活習慣の改善が図られるよう、研究校の取組の進め方などを紹介し、各校の積極的な取組を促す必要がある。

3 対応方針

各小・中学校において、自校の令和5年度全国体力調査（実技調査）の結果をもとに、重点的に取り組む体力課題を明らかにし、年間を通じて計画的に授業改善等に取り組むことができるよう、教育委員会が作成した「体力向上推進計画書」を活用し、組織的な取組の推進体制を構築する。また、研究校において、体力向上に係る実践研究を行い、公開研究会等で成果を普及する。さらに、各校の取組が進むよう、体力向上に向けた取組の参考となる資料や動画等をオンライン学習支援システムを活用し全校で共有する。

特に中学校において、生徒の運動習慣の定着及び生活習慣の改善を図る必要があることから、保健体育の授業以外での運動習慣の定着に向け、研究校で成果のあった取組を年度初めの早い時期に、広島市中学校教育研究会を通じて全校に普及し、各校の体力課題に応じた積極的な取組を促す。また、生活習慣の改善に向けては、保護者の協力が必要であることから、生活リズムカレンダーの効果的な活用方法等について校長会等にも働きかけ、学校と家庭が連携した取組を推進するとともに、「体力向上推進計画書」から課題が明らかになった学校に個別に指導・助言を行う。

第1 事務の目的・概要

児童生徒の発達段階に即した平和教育プログラムによる学習を推進するとともに、被爆体験者から直接話を聴く会や、平和を考える集い等の開催などのヒロシマの被爆体験を原点とする学習を進め、平和教育の充実を図る。

第2 課題等への対応方針

1 平和教育プログラムの推進

平和教育の推進に係る研究校において、改訂した「ひろしま平和ノート」を活用した授業を公開し、指導内容や参考資料等について各学校に周知する。また、平和教育推進校の特色を生かした平和教育の取組についても各学校に周知する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験の確かな継承のため、被爆体験者の証言を映像記録として保存する取組を計画的に進める。また、引き続き、市内外の学校等へ映像記録の活用について周知するとともに、これまでの映像記録の更なる活用について検討する。

3 平和を考える集い等の開催

各学校における平和を考える集い等について、年度当初に、教育委員会 LAN システムの書庫に好事例を掲載し学校に周知するとともに、校長会や研修会等において児童生徒が主体となった特色ある取組とするよう促す。

4 こどもピースサミットの実施

こどもピースサミットについては、本市の6年生児童の取組として定着した有意義な取組であることから、今後も引き続き、継承・発信の場となるよう、被爆体験伝承者研修生等の講話を聴くなど、平和の意見発表会の実施内容等を工夫する。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

平和メッセージを作成する学習活動を新たに掲載した改訂版「ひろしま平和ノート」や、平和メッセージ集を活用した本事業の取組について校長会や研修会等を通して、各学校に周知していく。

6 ひろしま子ども平和の集い

「ひろしま子ども平和の集い」の趣旨及び取組内容について、校長会等において周知に努めるとともに、平和のメッセージを発信する取組の充実を図る。

第3 令和5年度における管理・執行状況

1 平和教育プログラムの推進

平和教育の推進に係る研究校において、改訂した「ひろしま平和ノート」を活用した授業を公開し、指導内容や参考資料等について各学校に周知した。また、学校の特色を生かした平和教育の取組について、校長会や研修会等で各学校に周知した。

2 被爆体験を聴く会等の開催

170 園・校において、被爆体験者等の話を聴く機会をつくった（図表 7）。また、被爆体験者 2 人の映像記録を DVD 化し、合計 32 人分となった。さらに、平和を考える集い等での映像記

録の活用について校長会及びホームページで周知するとともに、関係部局と連携して行う修学旅行誘致事業において活用事例を含め紹介した。

【図表 7】被爆体験を聴く会等の実施状況

区分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
学校数	132 園・校	78 園・校	133 園・校	138 園・校	170 園・校

3 平和を考える集い等の開催

平和記念日の意義について指導する平和を考える集い等を全市立小・中学校で開催した。なお、8月6日に平和を考える集い等を開催した学校は、小学校 132 校、中学校 51 校、8月6日以外で平和を考える集い等を開催した学校は、小学校 10 校、中学校 13 校（広島中等教育学校を含む。）であった。

4 こどもピースサミットの実施

平和についての意見文は、市立小学校 141 校、国立小学校 2 校、私立小学校 1 校から合計 10,737 人の応募があった（図表 8）。応募者から意見発表会に出場する 20 人を選考し、子ども代表 2 人を選出した。また、選考された 20 人の児童が参加する「平和への誓い検討会議」を実施し、平和に対する考えや思いを出し合い「平和への誓い」の原案を作成した。

【図表 8】こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数及び参加者数

区 分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
作文応募者数 (学校数)	10,916 人 (145 校)	10,895 人 (141 校)	10,974 人 (142 校)	11,012 人 (142 校)	10,737 人 (144 校)

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

校長会や研究指定校と連携を図り、平和メッセージは 32 校、1,408 点の応募となった（図表 9）。また、7月15日号の市政広報紙「ひろしま市民と市政」に本事業の概要や8月6日のメッセージ発信について紹介する記事を掲載し、活動についてプレスリリースを行うとともに、事前研修及びメッセージ発信の活動の様子を本市ホームページに掲載した。

さらに、平和記念公園内のレストハウス展示室にメッセンジャーが作成した平和メッセージを展示した。

【図表 9】平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）

区 分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
応募校数	27 校	22 校	30 校	31 校	32 校
応募点数	1,674 点	1,653 点	1,762 点	1,153 点	1,408 点

6 ひろしま子ども平和の集い

中学校 2 校、高等学校 1 校、特別支援学校 1 校、2 団体（ユースピースボランティア、中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」）が参加し、平和記念式典に参加する他都市

からの参加団体（4 団体）とともに平和へのメッセージを発信した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 平和教育プログラムの推進

(1) 評価

平和教育の推進に係る研究校において「ひろしま平和ノート」を活用した授業公開を行った。また、研修会等で学校の特色を生かした平和教育の取組について実践発表を行い、継承と発信を主軸とした取組について、各学校に周知することができた。

(2) 課題

「ひろしま平和ノート」と教科等を関連付けた学校の特色を生かした平和教育の取組をより一層進めるとともに、更なる発信力の強化に向けた取組を検討する必要がある。

(3) 対応方針

平和教育の推進に係る研究校において、授業公開及び実践発表を行い、「ひろしま平和ノート」と教科等を関連付けた学校の特色を生かした平和教育の取組について各学校に周知する。また、発信力の強化に向けて、青少年平和ボランティア等の広島平和文化センターが実施する事業との連携を検討する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

(1) 評価

被爆体験を聴く会については、被爆体験の確かな継承のため、幼児児童生徒が直接、被爆体験者の話を聴くことができるよう日程や方法を工夫することにより 170 園・校で開催することができた。

また、被爆体験者の証言記録（平和教育アーカイブス）については、計画どおり、学校や平和文化センターから情報提供された中から 2 人を選定し、映像記録として DVD 化することができた。さらに、映像記録の活用について、校長会及びホームページで周知するとともに、修学旅行誘致事業において活用事例を含め紹介することができた。

(2) 課題

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっていることを踏まえ、被爆体験者の証言を映像として保存する取組を進めるとともに、これまでの映像記録の活用について検討する必要がある。

(3) 対応方針

被爆体験の確かな継承のため、被爆体験者の証言を映像記録として保存する取組を計画的に進める。また、引き続き、市内外の学校等へ映像記録の活用について周知するとともに、これまでの映像記録の更なる活用について検討する。

3 平和を考える集い等の開催

(1) 評価

8 月 6 日又は学校等が設定した日に開催した平和について考える集い等において、児童生徒が全校集会等で学習した内容を発表したり、地域や PTA と連携したりするなど特色ある取組を好事例として教育委員会 LAN システムを活用して学校が閲覧できるようにして、全学校に周知した。

(2) 課題

引き続き、各学校等の実態に応じて、児童生徒が主体となった特色ある取組を増やしていく必要がある。

(3) 対応方針

各学校における平和を考える集い等について、年度当初に、教育委員会 LAN システムの書庫に好事例を掲載し学校に周知するとともに、校長会等において児童生徒が主体となった特色ある取組とするよう促す。

4 こどもピースサミットの実施

(1) 評価

各学校が、年間指導計画に平和教育プログラムを位置付け、「ひろしま平和ノート」を活用して平和の作文に取り組むことが定着していることから、例年どおり多くの学校からの参加があった。また、平和記念式典でこども代表が読む平和への誓いの文案を考える「平和への誓い検討会議」を行う前に、元高校生平和大使の講話の聴講や、広島平和記念資料館の見学の機会を設けたことにより、「平和への誓い検討会議」において、講話や見学の内容を生かして平和への誓いの文案を作成することができた。

(2) 課題

児童が平和に対しての多様な考えに触れ、自分の考えを広げることができるよう実施内容等を工夫する必要がある。また、児童が平和への思いをより多くの人に発信することができるよう、平和の意見発表会への市民の幅広い参加を働きかける必要がある。

(3) 対応方針

広島平和記念資料館等の見学や、被爆体験者等の講話を行うなど、「平和の意見発表会」及び「平和への誓い検討会議」の実施内容等を工夫する。また、「平和の意見発表会」への参加者を増やすため、広島市のホームページやポスター等で参加を呼び掛けるなど、広報の方法を工夫する。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

(1) 評価

参加校数が令和4年度の31校から32校に増加した。また、応募点数は令和4年度の1,153点から1,408点に増加した。

選出された37人のメッセンジャーは、被爆体験伝承者や、英語指導助手（ALT）等を講師とした研修を受講するとともに、招聘した大学教授から、発信する相手を意識したメッセージ作りの視点を学び、広島市内の留学生と交流したりする活動等を通して作成した平和メッセージを、平和記念公園を訪れた海外の人々や、平和記念式典に参列するために訪れた41の国と地域の66人の駐日大使等へ発信し、平和への意識の高揚や英語力の向上を図ることができた。

また、活動内容をまとめた平和メッセージ集には、メッセンジャーの感想や今後の平和に関する取組についての抱負等を掲載することができた。

(2) 課題

参加校数及び応募点数を増やすなどの取組を通して、全市的な平和教育を充実させる必要がある。

(3) 対応方針

本事業の認知度や関心を高めるために、応募対象学年である中学校2年生の「ひろしま平和ノート」へ本事業の取組等を掲載したことから、今後はこれを活用して、本市平和教育の充実に向け、全ての市立中学校等を対象に本事業に取り組むように、校長会等を通して、各学校に促していく。

6 ひろしま子ども平和の集い

(1) 評価

参加した児童生徒等からは、「改めて平和や命の大切さや尊さを知ることができた」「学んだことを周りの人や次の世代に伝えていきたい」等の感想が寄せられており、児童生徒をはじめとする来場者の平和への意識が高まった。

(2) 課題

引き続き広島平和文化センターと連携して、より多くの応募が寄せられるよう、本事業の趣旨及び取組を広く周知する必要がある。

(3) 対応方針

平和のメッセージを発信する取組の充実を図るため、広島平和文化センターと連携して「ひろしま子ども平和の集い」の趣旨及び取組内容について、校長会等において周知する。

なお、「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として、「平和教育の推進」を、令和6年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

本市高等学校及び中等教育学校の将来構想となる「広島市ハイスクールビジョン」の行動計画である「ハイスクールビジョン推進プログラム」（令和4年3月一部改定）を着実に推進することにより、「魅力ある高校づくり」の一層の充実に取り組む。

第2 課題等への対応方針

各校が設置している将来構想検討組織（学校により名称は異なる）に指導主事を派遣し、「ハイスクールビジョン推進プログラム」に掲げた取組の進捗状況を把握するとともに、その着実な推進に向けた指導・助言を行う。

また、教育委員会内に「ハイスクールビジョン推進委員会」を設置し、各校の取組の成果と課題の分析を行い、必要な人的支援や物的支援等を実施する。

第3 令和5年度における管理・執行状況

全ての市立高等学校7校及び中等教育学校1校がそれぞれ校内に将来構想検討組織を設置して定期的に協議を行い、「ハイスクールビジョン推進プログラム」に掲げた取組の推進に取り組んだ。この協議の場には教育委員会から指導主事を派遣し、学校の取組状況を詳しく把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行った。特にコース改編等を実施又は検討している学校（基町高等学校、沼田高等学校、美鈴が丘高等学校）については、重点支援校として、基町高等学校には22回、沼田高等学校には20回、美鈴が丘高等学校には35回指導主事を派遣した。

また、教育委員会内に設置した「ハイスクールビジョン推進委員会」において、各校の取組の成果と課題の分析や、各校の課題を踏まえた人的支援や物的支援等を実施するための協議を行い、その結果を令和6年度予算等に反映させた。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

それぞれの高等学校等において「ハイスクールビジョン推進プログラム」に掲げた取組の推進を着実に図ることができた。

具体的には、重点支援校の基町高等学校では、音楽科や普通科音楽コースを設置している高等学校への視察等による情報収集を踏まえた検討を行うことができた。

沼田高等学校では、指導担当講師の追加配置や陸上走路の設計、体操器具の更新により改編した体育コースの充実に図るとともに、アスリートに相応しい水準の寮の食事が提供できるよう検討し、新たな民間事業者と契約を締結することができた。

美鈴が丘高等学校では、令和7年4月に新しい普通科として「グローバル探究科」を設置することを決定し、新たな教育課程と連携するコンソーシアムの構築や高校コーディネーターの配置、先進校視察によるカリキュラム開発等を行うことができた。

2 課題

基町高等学校では、音楽分野における育てたい生徒像を踏まえた教育課程の検討や教育課

程を実現するために必要な施設、楽器等の備品、教職員の試算等により、具体的な方向性を検討する必要がある。

沼田高等学校では、引き続き、改編した体育コースの充実に向け、全天候陸上走路の工事の実施等による環境整備が必要である。

美鈴が丘高等学校では、「地域共生社会」の担い手となる人材の育成を目指すグローバル探究科の設置（令和7年4月）に向けた準備が必要である。

令和5年度重点支援校以外では、広島工業高等学校において、将来の地域産業界を支えつつ、イノベーションをけん引する人材を育成するため、工業6学科の学科改編等について検討する必要がある。

また、次期ハイスクールビジョン推進プログラムの策定を見据えた、各校の成果と課題の分析を行う必要がある。

3 対応方針

引き続き、各校が設置している将来構想検討組織に指導主事を派遣し、「ハイスクールビジョン推進プログラム」に掲げた取組の進捗状況を把握するとともに、その着実な推進に向けて指導・助言を行う。

また、教育委員会内に設置した「ハイスクールビジョン推進委員会」において各校の取組の成果と課題の分析を行い、必要な人的支援や物的支援等を実施するとともに、次期ハイスクールビジョンの策定を見据えた中期的な課題整理等を行う。

第1 事務の目的・概要

障害のある幼児児童生徒（以下、この項目において「児童生徒等」という。）の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。

また、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の充実を図る。

第2 課題等への対応方針

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、全教員で統一したテーマを定めて授業づくり等に取り組み、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実を図る。また、実社会的な社会経験の不足を補い、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、体験的学習や職場実習、特別支援学校技能検定等を計画的に実施する。

(2) ICTの利活用の推進

児童生徒の主体的な活動等を支援するため、児童生徒のタブレット端末に、可能なものから順次個別にインストールすることができるように、効果的なアプリを選定し、リストを作成する。また、教員がそれらのアプリを有効に活用できるよう、講師等による研修会等を開催する。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置するとともに、各学校において特別支援学級指導員や学習サポーターの効果的な活用や適切な指導・支援が行われるよう、指導員研修会の開催や校長会等での周知を行う。

(2) ICTの利活用の推進

児童生徒の主体的な活動等を支援するため、児童生徒のタブレット端末に、可能なものから順次個別にインストールすることができるように、効果的なアプリを選定し、リストを作成する。また、教員がそれらのアプリを有効に活用できるよう、講師等による研修会等を開催する。

3 通級による指導の充実

中学校通級指導教室については、生徒のニーズや居住地等を踏まえ、本市の西部エリアに増設する。広島みらい創生高等学校については、引き続き、教職員の個々の生徒の実態等を見取る力を高めるための研修を行うとともに、増設を検討する。また、その他の市立高等学校においても、通級指導の実施に向けた教育課程の整備等を行う。

4 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

学習サポーター・特別支援教育アシスタントについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態を踏まえた指導・支援を行うことができるよう、研修会の充実を図るとともに、校長会等でも組織的・計画的な指導・支援の在り方について周知を図る。

5 巡回相談指導等の実施

幼稚園・学校が児童生徒等の実態に応じた適切な指導・支援を行うことができるようにするため、引き続き、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において、巡回相談指導の効果的な活用の仕方や、校内での情報共有の仕方、組織的・計画的な支援の見直し等について周知し、適切な指導・支援につなぐ。

6 インクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育実践研究校において、合理的配慮を踏まえた授業づくりや適切な評価、特別支援学級における個に応じた授業づくり等について研究を行う中で好事例を蓄積し、研究会の開催や校長会等を通して全市に研究成果を普及する。

7 医療的ケアの充実

看護師が安心して勤務するとともに、医療的ケアが必要な児童生徒（以下、この項目において「医療的ケア児」という。）に対して安全な医療的ケアが実施できるよう、医療的ケアに精通した医師を委嘱し、各学校に配置した看護師への指導・助言等を行う。また、医療的ケアの実施体制を整備するため、本市における人工呼吸器を含む医療的ケアのガイドラインを策定する。看護師の安定的な確保に向けて、関係部局と協議を引き続き行っていく。

第3 令和5年度における管理・執行状況

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

将来の自立や社会参加に向け、全校で統一した研究テーマを設定して研究を行い、全教員が授業づくり等に取り組んだ。また、清掃作業等の校内実習及び校外での実習、職場見学、職場体験実習、特別支援学校技能検定等を計画的に行った。

(2) ICTの利活用の推進

児童生徒の端末に個別に効果的なアプリをインストールするために、障害ごとに整理し、リストを作成したが、リスト化したものをインストールする方法の検討に時間を要したため、研修会は実施できなかった。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

学習面や生活面における介助度が高い児童生徒の学級に特別支援学級指導員（小学校 226 人、中学校 74 人、計 300 人）を配置するとともに、軽度の障害のある児童生徒については学習サポーターを配置し、学習支援等を行った（図表 10、11）。また、特別支援学級指導員を対象とした研修会を開催した。

【図表 10】特別支援学級指導員の人数の推移

（単位：人）

区分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小学校	263	248	225	226	226
中学校	83	80	74	74	74
合計	346	328	299	300	300

【図表 11】学習サポーター・特別支援教育アシスタント活用人数の推移 (単位：人役)

区分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
〔肢体不自由〕 特別支援教育アシスタント	53	49	46	54	52
〔発達障害〕 学習サポーター (平成 31 年度 (令和元年度) までは特別支援 教育アシスタント)	393	496	568	580	613
合計	446	545	614	634	665

(2) ICT の利活用の推進

児童生徒の端末に個別に効果的なアプリをインストールするために、障害ごとに整理し、リストを作成したが、リスト化したものをインストールする方法の検討に時間を要したため、研修会は実施できなかった。

3 通級による指導の充実

小学校では、340 人に対し 15 校 31 教室で指導を行った。中学校では、通級による指導を受けている生徒の居住区等を踏まえ、中広中学校に 1 教室を増設し、31 人に対し 3 校 4 教室で指導を行った。高等学校では、通級による指導を受けている生徒数を踏まえ、広島みらい創生高等学校に 1 教室を増設し、15 人に対し 1 校 2 教室で指導を行った。また、設置校において通級指導についての研修会等を開催するとともに、全市立高等学校において通級指導に係る教育課程を整理した (図表 12)。

【図表 12】通級による指導を受けている児童生徒数の推移 (単位：人)

区分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小学校	336	347	347	338	340
中学校	36	40	42	40	31
高等学校	—	10	11	13	15
合計	372	397	400	391	386

4 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

通常の学級に在籍する肢体不自由児を対象とした特別支援教育アシスタントと、障害の有無にかかわらず学習支援を必要とする児童生徒等を対象とした学習サポーターを、引き続き適切に配置し、特別支援学級と通常の学級において学習支援等を行った (図表 12)。また、学習サポーターと特別支援教育アシスタントそれぞれに対して資料を配付し、各学校において研修を実施した。

5 巡回相談指導等の実施

巡回相談指導の効果的な活用例や校内での情報共有の仕方、組織的・計画的な支援の見直し等について、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において周知した (図表 13)。

【図表 13】巡回相談指導の実施状況の推移

区分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施園・校数	126 園・校	120 園・校	80 園・校	113 園・校	101 園・校
実施回数	252 回	226 回	125 回	168 回	174 回

6 インクルーシブ教育の推進

特別支援教育に係るモデル的な取組を行っている小学校 2 校、中学校 2 校を実践研究校に指定し、特別支援教育の視点からの学校体制づくりや特別支援学級の授業づくり等について実践研究を行うとともに、公開研究会等の開催、校長会での取組等の周知を行った。また、合理的配慮を踏まえた授業づくりや適切な評価等に関して、小学校 7 校、中学校 5 校において実践研究を行った。

これらの実践研究校に配置している専任の特別支援教育コーディネーターを対象とした事例研究会を開催した。

7 医療的ケアの充実

医療的ケア児の在籍する学校に必要な看護師を配置するとともに、教育委員会事務局内の看護師が、医療的ケア児の主治医等との連携や各校に配置した看護師への助言等を行った。また、委嘱した医療的ケアの指導医が、必要に応じて各学校に配置した看護師への指導・助言等を行った（図表 14）。

【図表 14】医療的ケアが必要な児童生徒数の推移

（単位：人）

区分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小・中学校	11	14	15	16	17
特別支援学校	41	40	44	42	41
合計	52	54	59	58	58

第 4 管理・執行状況に関する評価・課題及び対応方針

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

ア 評価

全教員で統一したテーマを設定して授業づくり等に取り組んだことにより、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導・支援の充実につながった。また、体験的学習や職場実習、特別支援学校技能検定等により、生徒の社会的・職業的な自立に向けた意欲の向上につながった。

イ 課題

自立と社会参加に必要な知識や技能等を身に付けることができるよう、小学部、中学部、高等部での実践を相互に共有しながら研究を進め、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導・支援の一層の充実を図るとともに、引き続き、体験的学習等を行い、社会的・職業的な自立に向けた支援を行う必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、全教員で統一した研究テーマを設定して授業づくりに取り組むとともに、小学部、中学部、高等部の 3 つの学部間でも実践交流を行うことにより、児童生徒の実態を踏まえた適切な指導・支援を行うことにより、指導の充実を図る。また、体験的学習、職場実習及び特別支援学校技能検定などを計画的に実施し、社会的・職業的な自立に向けた取組を推進する。

(2) ICT の利活用の推進

ア 評価

児童生徒の端末に、可能なものから順次個別にインストールすることができるように、効果的なアプリを選定し、障害ごとにグループ化したリストを作成することができた。

イ 課題

児童生徒の端末へのアプリのインストールは、セキュリティの観点から各学校で個別に実施するのではなく、教育委員会が実施する必要がある、その準備等に時間を要する。また、インストールしたアプリを有効に活用できるよう、教員の ICT 活用能力の一層の向上を図る必要がある。

ウ 対応方針

関係課と協議し、必要な児童生徒の端末にアプリをインストールする効率的な方法を検討し、実施する。また、それらのアプリを有効に活用できるよう、講師等による研修会等を実施する。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

ア 評価

学習面や生活面で介助度が高い児童生徒が在籍する学級に特別支援学級指導員を、比較的軽度の障害のある児童生徒が多数在籍する学級に学習サポーターを配置し、児童生徒の支援を充実させることができた。また、特別支援学級指導員を対象とした研修会を開催するとともに、校長会等で適切な指導・支援の仕方について周知した。

イ 課題

特別支援学級の在籍児童生徒は年々増加している。引き続き適切な支援を行うため、特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置する必要がある。また、指導員の研修を充実させるとともに、適切な指導・支援のあり方や効果的な活用の仕方について引き続き周知を図る必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置する。また、各学校において、特別支援学級指導員や学習サポーターの効果的な活用や、適切な指導・支援が行われるよう、指導員の研修会の充実を図るとともに校長会等での周知を行う。

(2) ICT の利活用の推進

ア 評価

児童生徒の端末に、可能なものから順次個別にインストールすることができるように、効果的なアプリを選定し、障害ごとにグループ化したリストを作成することができた。

イ 課題

児童生徒の端末へのアプリのインストールは、セキュリティの観点から各学校で個別に実施するのではなく、教育委員会が実施する必要がある、その準備等に時間を要する。また、インストールしたアプリを有効に活用できるよう、教員の ICT 活用能力の一層の向上を図る必要がある。

ウ 対応方針

関係課と協議し、必要な児童生徒の端末にアプリをインストールする効率的な方法を検討し、実施する。また、それらのアプリを有効に活用できるよう、講師等による研修会等を実施する。

3 通級による指導の充実

(1) 評価

小学校では、児童生徒の障害の状態や保護者のニーズを踏まえた適切な指導ができた。中学校及び高等学校では、それぞれ1校に1教室を増設し、適切な指導ができた。高等学校については、全市立高等学校において通級指導に係る教育課程を整理することができた。

(2) 課題

小学校及び中学校については、児童生徒の居住地や通級による指導のニーズ等を踏まえ、適切な指導形態の検討及び計画的な増設、通級指導教室担当者の人材育成等について検討する必要がある。高等学校については、広島みらい創生高等学校以外の市立高等学校においても通級による指導が実施できるように、通級による指導の仕組み等について校長会等で周知するとともに、各学校のニーズを把握し、ニーズのある生徒を通級指導につなぐ必要がある。

(3) 対応方針

小学校及び中学校の通級指導教室については、指導形態や増設、人材育成等について検討を行う。高等学校については、校長会等で通級による指導の仕組み等について周知するとともに、全ての市立高等学校について生徒のニーズを把握し、必要に応じて通級指導を実施できるようにする。

4 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

(1) 評価

学習サポーター・特別支援教育アシスタントについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態を踏まえた指導・支援を行うことができるよう、研修用の資料を提供するとともに、校長会等でも組織的・計画的な指導・支援のあり方等について周知を図ることができた。

(2) 課題

対象となる児童生徒の実態が多様化・複雑化している。適切な支援を行うため、学習サポーター・特別支援教育アシスタントについて必要な人員を確保するとともに、児童生徒の実態を的確に把握することや、実態把握に基づいて指導・支援を組織的・計画的に行うことについて、研修内容の充実を図ることが必要である。

(3) 対応方針

引き続き、学習サポーター・特別支援教育アシスタントについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態を踏まえた指導・支援を行うことができるよう、研修内容の充実を図るとともに、校長会等でも組織的・計画的な指導・支援のあり方等について周知を図る。

5 巡回相談指導等の実施

(1) 評価

校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において、巡回相談指導の効果的な活用例や校内での情報共有の仕方、組織的・計画的な支援の見直し等について周知することができた。

(2) 課題

各学校において特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加するとともに、対象となる児童生徒の実態が多様化・複雑化している。言語障害等様々な障害に対応できるよう、専門家チーム委員の専門分野を広げる必要がある。また、巡回相談指導で得た情報の効果的な共有や組織的・計画的な支援の見直しを行うことができるよう、引き続き周知が必要である。

(3) 対応方針

言語障害等に造詣の深い学識経験者等に専門家チーム委員を委嘱する。また、引き続き、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において、巡回相談指導で得た情報の効果的な共有や組織的・計画的な支援の見直し等について周知し、適切な指導・支援につなぐ。

6 インクルーシブ教育の推進

(1) 評価

インクルーシブ教育実践研究校において授業研究会や学校公開等を開催するとともに、校長会等で好事例を紹介し、合理的配慮を踏まえた授業づくりや、特別支援学級における個に応じた授業づくり等について、研究成果を発信することができた。

(2) 課題

通常の学級については、合理的配慮を踏まえた授業実践は進みつつあるが、個別の事例についての適切な評価の在り方については課題が見られた。特別支援学級については、引き続き、個に応じた指導支援や授業づくり等の一層の充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

インクルーシブ教育実践研究校において、合理的配慮を踏まえた授業づくり及び適切な評価の好事例を蓄積するとともに、特別支援学級における個に応じた授業づくり等についても研究し、研究会の開催や校長会等を通して全市に好事例や研究成果を普及する。

7 医療的ケアの充実

(1) 評価

教育委員会事務局に配置した看護師が、医療的ケア児の主治医との連携や、医療的ケア実施校に配置した看護師への助言を行うとともに、医療的ケア指導医による看護師への指導を行うことにより、各校の看護師が安心・安全に医療的ケアを実施することができた。医療ケアのガイドラインについては、基本骨子を作成することができた。

(2) 課題

安心・安全な医療的ケアを実施するため、引き続き指導的立場の看護師や指導医の巡回を行うとともに、医療的ケア実施校の教職員の理解を深め、各校における医療的ケアの体制整備を図る必要がある。医療的ケアのガイドラインについて、専門医からの意見聴取等を行い、内容の充実を図る必要がある。

また、令和3年施行の「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、通学時に医療的ケアが必要な児童生徒について、保護者が付き添わなくても登下校できるよう、体制の整備について検討する必要がある。

(3) 対応方針

看護師が安心して勤務し、安全な医療的ケアを実施するため、引き続き指導的立場の看護師及び指導医の巡回を行う。医療的ケアの実施体制を整備するため、本市における医療的ケ

アのガイドラインを策定するとともに、専門医からの意見聴取や、医療的ケア実施校の校長を対象とした研修会を開催する。

また、保護者の付き添いがなくても通学できるような体制の整備について、モデル的な取組を実施する。

第1 事務の目的・概要

中山間地・島しょ部の地域活性化における学校の重要性に鑑み、似島・戸山・阿戸の各小・中学校を小中一貫教育校とし、地域の特性を生かした魅力ある教育を展開する学校づくりを進める。

また、湯来地域において、全ての小学校及び中学校を統合し、湯来ならではの特色ある教育を行う小中一貫教育校の新設に向けた取組を進める。

第2 課題等への対応方針

1 似島・戸山・阿戸小中一貫教育校における特色ある教育の展開

(1) 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

各学校において小中合同で開催する研修会や校内研究組織の充実等、小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを進めるとともに、小中一貫教育校の研究推進リーダーに対し研修会を開催することで、本市の小中一貫教育を推進する人材を育成する。

(2) 独自教科「ふるさと科」の実施

独自教科「ふるさと科」の取組を学校運営協議会で共有した上で、地域の課題解決に向けた探究的な学びとなるよう、地域人材や素材をより積極的に活用したカリキュラムの改善を図り、地域とともに特色ある教育活動を推進する。

(3) 多様な考え方、価値観の交流

独自教科「ふるさと科」の学習成果等を発表し合う場面に限らず、様々な学習活動や他教科においても、ICTを活用した交流授業を実施する。また、小中一貫教育校以外の学校とのICTを活用した交流授業についても計画を立て実施する。

(4) 通学区域外の児童生徒の募集

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、引き続き、幼稚園や保育園、小学校や中学校へのリーフレット配付、小中一貫教育校の取組の SNS での発信、募集ポスター作成等、保護者に広く周知するとともに、通学区域外からの通学を希望する児童生徒に対し体験入学を実施する。また、各学校において、通学区域外から通学を希望した児童生徒及び保護者との面談により把握した選択理由を参考とし、小中一貫教育校の魅力を伝えるホームページの更新、学校の取組に関するプレスリリースなどを積極的に行う。

2 湯来地域における小中一貫教育校の新設

令和4年9月に地域から本市に対して提出された、湯来地域における小学校・中学校の在り方に関する提言書の内容の具現化に向けて、保護者や地域団体の代表者により構成される「湯来地域における小中一貫教育校設置検討会議」（以下、この項目において「検討会議」という。）を地域の窓口として、学校の設置場所や教育内容等について協議を進める。

第3 令和5年度における管理・執行状況

1 似島・戸山・阿戸小中一貫教育校における特色ある教育の展開

(1) 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

各学校において、小中合同で独自教科「ふるさと科」のカリキュラムについて大学教授

から助言を受けたり、小中合同の小グループによる実践交流を行ったりする等、校内研修会や校内研究組織の充実を図り、小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを進めた。また、教育委員会主催の研修会を行い、各学校の研究推進リーダーが自校の実践を振り返り、共有した。

(2) 独自教科「ふるさと科」の実施

独自教科「ふるさと科」について、各学校の地域特性をより生かしたカリキュラムとなるよう、学習内容や学習で活用する地域人材や素材について、学校運営協議会において協議を行った。

(3) 多様な考え方、価値観の交流

小中一貫教育校間において、独自教科「ふるさと科」の学習成果等を、ICT を活用して発表し合う交流授業を実施した。また、小中一貫教育校を新設する予定である湯来地域の学校や他の中山間地の学校と ICT を活用した交流授業を行った。

(4) 通学区域外の児童生徒の募集

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、幼稚園や保育園、小学校や中学校へのリーフレット配付、小中一貫教育校の取組の SNS での発信、募集ポスター作成等、保護者に広く周知するとともに、通学区域外からの通学を希望する児童生徒に対し体験入学を実施した。また、通学区域外から通学を希望した児童生徒及び保護者との面談により、選択理由を把握し、募集に生かす検討を行った上で広報を実施した。

2 湯来地域における小中一貫教育校の新設

検討会議を 7 回開催し、教育委員会事務局及び市長事務局の関係部署とが連携しながら、学校の設置場所や教育内容等について、提言書の内容の具現化に向けた協議を進めた。

そうした中で、令和 5 年 12 月に開催された第 9 回検討会議において、校舎を新築することを前提に、小中一貫教育校の設置場所を「湯来南庭球場・運動広場・湯来体育館」の敷地とすることを希望するという地域としての結論が出され、また、これまでの検討会議における協議内容を踏まえ、本市において、小中一貫教育校で取り組む教育の内容や施設整備の方向性を「湯来地域における小中一貫教育校に係る基本構想（案）」として取りまとめた上で、令和 6 年 3 月に開催された第 10 回検討会議において説明し、地域の了承を得た。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 似島・戸山・阿戸小中一貫教育校における特色ある教育の展開

(1) 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

ア 評価

小中合同で開催する研修会の内容の充実や校内研究組織の充実を図り、小中が一体となって授業改善に取り組む等、児童生徒を育てる体制づくりを行うことができた。また、教育委員会主催の研修会を行い、「ふるさと科」のカリキュラムについて大学教授からの専門的な知見を踏まえて交流したり、他校との比較から自校の取組を振り返ったりすることで研究推進リーダーがカリキュラム・マネジメントの視点を持ち、自校の取組の改善策を検討することにつながった。

イ 課題

小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを更に進める必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、各学校において小中合同で開催する研修会や校内研究組織の充実等、小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを進めるとともに、小中一貫教育校の研究推進リーダーに対し研修会を開催し、一小学校・一中学校の学区のうち、主に校舎が隣接している中学校区を指定した小中連携教育推進校の研究推進リーダー研修会との合同開催など、開催方法を工夫することで、本市の小中一貫教育を推進する人材を育成する。

(2) 独自教科「ふるさと科」の実施

ア 評価

独自教科「ふるさと科」の取組を学校運営協議会で共有した上で、各学校の地域特性を生かし、地域人材や素材を積極的に活用したカリキュラムに改善することができた。

イ 課題

独自教科「ふるさと科」において、児童生徒と地域住民が地域の課題について考え課題解決を行う等、地域と協働する学習活動を設定する必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、独自教科「ふるさと科」の取組を学校運営協議会で共有した上で、地域の課題解決に向け、地域と協働する学習活動になるよう、カリキュラムの更なる改善を図り、地域とともに特色ある教育活動を推進する。

(3) 多様な考え方、価値観の交流

ア 評価

小中一貫教育校間において、独自教科「ふるさと科」の学習成果等を、ICT を活用して発表し合う交流授業を各学年で実施するとともに、湯来地域の学校や他の中山間地の学校と ICT を活用した交流授業を行ったことにより、自分の地域のよさを伝えたり、互いの地域のよさを認め合ったりすることにつながった。

イ 課題

ICT を活用した交流授業については、独自教科「ふるさと科」の学習成果を発表する場面や一部の学校間に限られていることから、他教科の学習や中山間地の学校との交流を更に進める必要がある。

ウ 対応方針

独自教科「ふるさと科」の学習成果等を発表し合う場面に限らず、様々な学習活動や他教科においても、ICT を活用した交流授業を実施する。また、引き続き小中一貫教育校以外の学校との ICT を活用した交流授業を実施し、小中一貫教育校の研究推進リーダーに対する研修会で共有することで、更なる充実を図る。

(4) 通学区域外の児童生徒の募集

ア 評価

リーフレット、ポスター等で転入学の募集をし、学校説明会や体験入学を行うとともに、SNS で小中一貫教育校の取組を紹介した結果、新たに通学区域外から通う児童生徒は、戸山小中一貫教育校が 7 人（小学校 1 年生 3 人、5 年生 1 人、中学校 1 年生 3 人）、似島小中一貫教育校が 14 人（小学校 1 年生 1 人、5 年生 2 人、中学校 1 年生 11 人）となった。

さらに、通学区域外から通学する児童生徒及び保護者から、各学校の自然環境や人的環境等、通学を希望した理由を聞き取り、それらを生かした教育活動の様子を各学校のホー

ホームページやプレスリリース等で積極的に広報することができた。

イ 課題

通学区域外から登校する児童生徒が減少傾向にあることから、広報を更に工夫する必要がある。

ウ 対応方針

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、引き続き、幼稚園や保育園、小学校や中学校へのリーフレット配付、小中一貫教育校の取組の SNS での発信、募集ポスター作成等、保護者に広く周知するとともに、通学区域外からの通学を希望する児童生徒に対し体験入学を実施する。また、各学校において、通学区域外から通学を希望した児童生徒及び保護者との面談により把握した選択理由を参考とし、小中一貫教育校の魅力を伝えるホームページの更新、学校の取組に関するプレスリリースなどを更に積極的に行う。

2 湯来地域における小中一貫教育校の新設

(1) 評価

検討会議を地域の窓口として、提言書の内容の具現化に向けた協議を進めた結果、小中一貫教育校の設置場所について地域としての結論が出され、その後、小中一貫教育校で取り組む教育の内容や施設整備の方向性をまとめた「湯来地域における小中一貫教育校に係る基本構想（案）」を地域に説明し了承を得るなど、小中一貫教育校の新設に向けた取組を進めることができた。

(2) 課題

小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き、関係する保護者や地域住民、学校関係者等と意見調整を行いながら、教育の内容や施設整備、跡地・跡施設の活用等について、具体的な検討を進める必要がある。

(3) 対応方針

基本構想の内容を踏まえて、小中一貫教育校の開校に向けた準備を進めていくため、新たに「湯来地域における小中一貫教育校開校準備会議（仮称）」を設置し、本市が主体となつて、保護者や地域住民、学校関係者等と意見調整を行いながら教育内容等の検討を進めるとともに、令和 6 年度は施設整備に係る基本計画を策定する。

第1 事務の目的・概要

日本語指導を必要とする児童生徒が増加傾向にあるため、市立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等に対し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充及び進学・キャリア支援等を行う日本語指導体制を充実させる。また、円滑に学校生活を送ることができるようにするために、帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言を行う。

第2 課題等への対応方針

1 日本語指導体制の充実

日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に、日本語指導コーディネーターの派遣依頼を促すため、校長会及び研修会で日本語指導コーディネーターの役割や活用方法について周知する。日本語指導コーディネーターによる継続的な学校訪問及び指導助言により、各学校における個別の指導計画に沿った指導の充実を図る。高等学校においても、個別の指導計画の作成や進学・キャリア支援等を含めた支援体制を構築する。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

教育相談員訪問制度の周知を校長会等で行うとともに、関係部局と連携して周知を図ることにより、各学校における教育相談員の活用を広げる。

第3 令和5年度における管理・執行状況

1 日本語指導体制の充実

小中学校においては、日本語指導コーディネーターを日本語学習教室設置校3校に12回、依頼のあった学校64校に144回派遣し、児童生徒の実態把握や指導方法、個別の指導計画作成等に係る助言を行った。

日本語学習教室を設置していない学校においては、日本語指導協力者が訪問し、95校162人の児童生徒に、延べ4,520回の日本語指導を主とした基本的な学力補充を行った（図表15）。

【図表15】日本語指導協力者の訪問を受けた学校数と児童生徒数、訪問回数の推移

区分	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数	77校	79校	76校	76校	95校
児童生徒数	151人	165人	153人	156人	162人
訪問回数	5,003回	5,306回	4,068回	4,560回	4,520回

広島みらい創生高等学校については、「特別の教育課程」の編成・実施に向けて日本語指導コーディネーターを配置し、先進校の視察や研修会等で得た情報等を基に、指導方法の検討や教材の開発を行った。また、その他の高等学校においては、日本語指導の必要な生徒に関する実態把握を行った。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

教育相談員が、依頼のあった幼稚園1園（1回）、小学校1校（1回）、中学校3校（10回）

を訪問し、進路指導や生活指導について教員や保護者に対する相談活動を行った（図表 16）。また、教育相談員訪問制度について校長会で周知するとともに、関係部局へ情報提供した。

【図表 16】教育相談員の訪問を受けた学校数と訪問回数の推移

区分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問校数	6 校	7 校	3 校	5 校	1 園 4 校
訪問回数	9 回	22 回	20 回	22 回	12 回

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 日本語指導体制の充実

(1) 評価

小中学校においては、日本語指導コーディネーターが、日本語学習教室設置校や日本語指導が必要な児童生徒の転入があった学校、依頼のあった学校に、日本語能力測定結果の分析方法や、その分析を踏まえた個別の指導計画の作成について助言し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行うことができた。また、指導開始後にも、日本語指導コーディネーターの継続的な学校訪問及び指導助言が受けられることを周知したことにより、日本語指導コーディネーターの学校への訪問回数が増え、必要に応じて派遣する日本語指導協力者の訪問校数等も増加するなど、日本語指導の充実を図ることができた。

広島みらい創生高等学校においては、「特別の教育課程」の編成・実施に向けて、日本語指導を開始することができた。

(2) 課題

小中学校においては、各学校において、より一層のきめ細かな指導を行うために、引き続き日本語指導コーディネーターが継続的に学校を訪問し、個別の指導計画に沿った指導の充実を図っていく必要がある。

高等学校においては、個々の生徒の実態に応じて日本語指導が行えるよう、日本語指導協力者を派遣する必要がある。

(3) 対応方針

小中学校において、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に、日本語指導コーディネーターの派遣依頼を促すため、校長会及び研修会で日本語指導コーディネーターの役割や活用方法について周知する。引き続き、日本語指導コーディネーターによる継続的な学校訪問及び指導助言を行うとともに、児童生徒の実態に応じて、日本語指導協力者を派遣することにより、各学校における指導の充実を図る。

高等学校においては、各学校で個々の生徒の実態を把握し、日本語指導が必要な生徒に対して、日本語指導協力者を派遣する。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

(1) 評価

教育相談員訪問制度について新任園長・校長研修や校長会等で周知したことにより、依頼のあった学校において教育相談員が、教職員や保護者へ学習面や生活面、入試制度や手続等

について相談活動を行うことができた。

(2) 課題

教育相談員については、進路指導や生活指導における活用について、学校への周知を今後も引き続き図る必要がある。また、教育相談員が対応できない言語の依頼もあるため、幼稚園・学校からの依頼に対応できるよう、多言語に対応できる人員を確保する必要がある。

(3) 対応方針

引き続き教育相談員訪問制度の周知を校長会等で行うとともに、関係部局と連携して周知を図ることにより、各学校における教育相談員の活用を広げる。また、多言語に対応することができるよう、関係部局と連携し、教育相談員の人材確保の方法について検討する。

第1 事務の目的・概要

1 施設環境の整備

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として良好な教育環境を確保するとともに、地震などの災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、安全・安心な施設環境の実現を図る必要があるため、学校施設の耐震化、トイレの洋式化等に取り組む。

また、児童生徒が増加している広島特別支援学校について、教室の増設に併せ、職業教育の一層の充実の必要性を踏まえて、高等部の校舎増築に取り組む。

2 施設の老朽化対策

学校施設は、劣化が目立ち始める建築後 30 年を経過した施設の延べ床面積が全体の 8 割を超え、建築後 40 年を経過した施設も過半数となるなど、老朽化が進行している中、良好な教育環境を維持するため、学校からの整備要望等により、外壁、屋上防水、グラウンドなどの改修工事や、雨漏り、給排水管の破損などの修繕に取り組む。

とりわけ外壁の剥落は、人命に関わる極めて重大な事故となり得ることから、危険性をあらかじめ除去するため、予防保全として計画的な改修に取り組む。

また、中長期的な維持管理・更新等に係る財政負担の軽減・平準化を図りながら、学校施設に求められる機能や性能を確保していくことを目的に、令和 2 年度に策定した「広島市学校施設長寿命化計画」に基づき、リニューアル改修や大規模改修等に取り組む。

第2 課題等への対応方針

1 施設環境の整備

(1) 非構造部材の耐震化については、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で 14 校を対象に計画している校舎及び屋内運動場の外部に面して設置されている鋼製窓枠の改修のうち、令和 5 年度に予定している 4 校の工事を完了するよう着実に取り組む。

(2) トイレの洋式化については、「令和 4 年度から令和 8 年度までに、全ての市立学校の校舎を対象に、洋式便器率を 95%以上とする」という目標達成のため、令和 5 年度に改修を予定している 61 校 1,193 個の工事を完了するよう着実に取り組む。

(3) 広島特別支援学校の校舎増築については、関係部局と工事業者が行う定例会に参加し、工程や進捗状況の把握等を行いながら、令和 6 年度中の工事完了に向けて、円滑に工事が進むよう取り組む。

2 施設の老朽化対策

(1) 学校からの整備要望等に対して、必要性や緊急度を考慮して計画的な改修工事等に着実に取り組む。

また、外壁改修については、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間で計画している 11 校のうち、令和 5 年度に予定している 8 校の工事及び 7 校の実施設計を完了するよう着実に取り組む。

(2) 「広島市学校施設長寿命化計画」については、令和 5 年度に予定している大規模改修の工事 9 校、実施設計 3 校及び給排水管劣化調査 4 校や空調改修の工事 4 校に着実に取り組む。また、リニューアル改修は、校舎及び屋内運動場のそれぞれ 1 校の基本設計に着実に取り組み、対象校の現状に基づいた整備内容や施行方法を、学校や関係部局と連携の上、決定する。

第3 令和5年度における管理・執行状況

1 施設環境の整備

- (1) 非構造部材の耐震化については、予定した4校の工事を完了した。
- (2) トイレの洋式化については、予定した61校1,193個の改修を完了し、洋式化率は70.2%となった(図表17)。
- (3) 広島特別支援学校の校舎増築については、地中障害物の撤去等の対応に日時を要し、工事の進捗に遅れが生じているが、関係部局と工事業者と調整し、現場作業員の増員による執行体制の強化等を図った上で、工事を進めた。

【図表17】学校施設の校舎のトイレ洋式化実績の推移

区 分	平成31年度 (令和元年度)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	改修	洋式化率	改修	洋式化率	改修	洋式化率	改修	洋式化率	改修	洋式化率
洋式化	個	%	個	%	個	%	個	%	個	%
	767	44.8	743	51.6	253	54.0	545	59.2	1,193	70.2

※ 洋式化率は、各年度末時点の数値で、洋式大便器数を分子とし、総大便器数を分母として算出している。
 なお、分子及び分母の大便器数は、湯来西小閉校や増減築による変動があるため年度ごとに異なる。

2 施設の老朽化対策

- (1) 学校からの整備要望等に対し、小学校1,279件、中学校526件、高等学校192件、広島特別支援学校18件、幼稚園77件の合計2,092件実施し、これに要した経費は総額15億3,263万4千円となった(図表18)。また、外壁改修については、予定した8校の工事及び7校の実施設計を完了した。
- (2) 「広島市学校施設長寿命化計画」については、予定した大規模改修の工事9校、実施設計3校及び給排水管劣化調査の4校や、空調改修の工事4校を完了した。また、リニューアル改修の基本設計は、整備内容や施行方法の検討に時間を要したことから校舎1校が完了しなかったが、屋内運動場1校は完了した。

【図表18】学校からの要望等により実施した施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移

区分	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	2,293件	2,293件	2,294件	2,045件	2,092件
経費	9億3,415万円	12億6,843万6千円	13億1,142万4千円	11億9,914万6千円	15億3,263万4千円

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 施設環境の整備

(1) 評価

- ア 非構造部材の耐震化については、予定どおり改修を行い、安全な施設環境を確保する取組を進めることができた。
- イ トイレの洋式化については、予定どおりの改修を行い、児童生徒や学校施設利用者が安心して利用できるよう施設環境の改善を図る取組を進めることができた。
- ウ 広島特別支援学校の校舎増築については、関係部局と調整し、現場技術者の増員による執行体制の強化等を図りつつ、工事を進めることができたが、完成時期が1年延びることとなった。

(2) 課題

- ア 非構造部材の耐震化については、計画の最終年度（令和 7 年度）までに完了させるため、令和 6 年度以降の改修に着実に取り組む必要がある。
- イ トイレの洋式化については、計画の最終年度（令和 8 年度）までに完了させるため、令和 6 年度以降の改修に着実に取り組む必要がある。
- ウ 広島特別支援学校の校舎増築については、令和 6 年度中の工事完了に向け関係部局等と連携し、着実に工事を進める必要がある。

(3) 対応方針

- ア 非構造部材の耐震化については、令和 6 年度に予定している 4 校の改修を完了する。
- イ トイレの洋式化については、令和 6 年度に予定している 63 校 1,210 個の改修を完了する。
- ウ 広島特別支援学校の校舎増築については、関係部局と工事業者が行う定例会に参加し、工程や進捗状況の把握等を行いながら、令和 6 年度中に工事が完了できるよう取り組む。

2 施設の老朽化対策

(1) 評価

- ア 学校からの整備要望等に対して、屋上防水や教室床、グラウンドなどの工事や、雨漏りや給排水管の破損、空調などの修繕を実施し、必要性や緊急度を考慮した対応により良好な教育環境の維持を図ることができた。

また、外壁改修については、予定していた工事及び実施設計を完了させ、安全な施設環境を確保する取組を進めることができた。

- イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、大規模改修（16 校）や空調改修（4 校）の実施設計及び工事に計画的に取り組むことができた。また、リニューアル改修の基本設計は、校舎 1 校が整備内容等の検討に時間を要したことから令和 5 年度中に完了できなかったものの、屋内運動場 1 校は整備内容等を決定し、完了することができた。なお、校舎 1 校については、令和 6 年度の早期に完了できるよう努める。

(2) 課題

- ア 老朽化に起因する学校からの整備要望等が増加していく中、限られた予算で効率的・効果的な対策を行い、良好な教育環境を維持していく必要がある。

また、外壁改修については、令和 6 年度以降も計画に基づき、着実に取り組む必要がある。

- イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、計画に基づく改修に継続して着実に取り組む必要がある。

(3) 対応方針

- ア 引き続き学校からの整備要望等に対して、必要性や緊急度を考慮して計画的な改修工事等に取り組む。

また、外壁改修については、令和 6 年度に予定している 3 校の工事を完了する。

- イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、令和 6 年度に予定している大規模改修の工事 4 校、実施設計 4 校及び給排水管劣化調査 3 校、空調改修の工事 4 校に着実に取り組む。また、リニューアル改修は、校舎及び屋内運動場それぞれ 1 校の実施設計に取り組む。

第1 事務の目的・概要

個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実を図るとともに、学校が ICT 活用を推進できる環境整備に取り組む。

第2 課題等への対応方針

1 タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて研究校を指定し、引き続きタブレット端末等の ICT 機器や学習支援システム等を効果的に活用した先行的な研究を行い、成果を普及する。また、タブレット端末を持ち帰ることにより、家庭学習の充実を図ることができるよう、実践事例を周知する。

さらに、タブレット端末の積極的・効果的な活用を促進できるよう、教職員 ICT 活用サイトを開設するとともに、教員研修を継続して実施する。

2 情報教育環境整備

引き続き、家庭にインターネット環境がない児童生徒への支援策の検討を行う。

また、学校の実情を踏まえた通信環境の整備に取り組むとともに、トラブルに迅速に対応できるよう GIGA スクール運営支援センターの支援員やサービスデスクの対応実績を共有するなどにより、速やかなサポートを実施する。

さらに、授業や校務に支障をきたすことがないようグループウェア等の情報ネットワークシステムを確実に運用するとともに、同システムを活用した校務処理の効率化を図るため、有効的な活用方法を情報提供するなどの支援を行う。

第3 令和5年度における管理・執行状況

1 タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

ICT を活用した授業改善研究校を小学校4校、中学校4校指定し、タブレット端末等を活用した授業を公開するとともに、タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習の充実に向けた実践事例等を周知した。

さらに、令和5年2月に開設した教職員 ICT 活用サイトを活用し、学校から収集した実践事例や、国が作成した授業で利用できる教材等を周知した。

また、教育センターにおいて、新任情報教育担当者研修、情報教育担当者研修及び ICT を活用した授業づくり研修を実施（延べ653人受講）した。

2 情報教育環境整備

家庭にインターネット環境がない児童生徒への支援策について、モバイル Wi-Fi ルーターの貸出しなど、他都市の状況を調査し、家庭学習の充実に向けた支援策を検討した。

また、今後、デジタル教科書などクラウド上のサービスを利用することが主流になると見込まれることから通信最適化装置（通信を安定化させ、回線を最大限に活用できる装置）を導入した。

さらに、GIGA スクール運営支援センターの支援員が各学校を訪問し、サービスデスクと連携してネットワーク障害やタブレット端末などの ICT 機器利用時のトラブルに対応すること

により、学校支援を行った。

加えて、グループウェア等の情報ネットワークシステムを確実に運用するとともに、校務処理の効率化を図るため、学校連絡ポータル（インターネットを介して保護者との連絡を行うシステム）を導入し、利用方法の情報提供を行うことで活用を促した。

その他、校務処理の効率化を図るため、採点業務等効率化システムの本格活用を開始した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

(1) タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

ICTを活用した授業改善研究校では、教科指導におけるタブレット端末や学習支援システムの機能を活用した実践事例やタブレット端末の持ち帰りによる家庭学習の充実に向けた実践事例を作成するとともに、研究成果を公開研究会等で各学校に周知することができた。

また、教職員 ICT 活用サイトを開設したことにより、周知した事例や教材を、学校等からいつでも閲覧し、活用できる環境を整えることができ、全国学力・学習状況調査の学校質問紙調査の結果においても、タブレット端末等の ICT 機器を授業で活用したと答える学校が増加しており、授業での活用が進んだ。

さらに、新任情報教育担当者研修、情報教育担当者研修及び ICT を活用した授業づくり研修については、受講者アンケートにおいて、「研修の内容を今後活用したい」という設問に対する肯定的評価の割合はそれぞれ 90.7%、82.1%及び 95.7%であった。

(2) 情報教育環境整備

家庭にインターネット環境がない児童生徒への支援策について、令和 6 年度からモバイル Wi-Fi ルーターの貸出しを開始することとした。

また、通信最適化装置の導入により、授業での動画視聴が安定して行えるなど、校内 LAN や通信回線を効率的に利用できるようになった。

さらに、GIGA スクール運営支援センターの支援員とサービスデスクが連携して機器の不具合やトラブルへの迅速な対応を行った結果、受け付けた案件の 9 割以上を当日中に解決し、学校の負担軽減を図ることができた。

加えて、学校連絡ポータルの導入により、保護者が欠席遅刻の連絡を随時行うことで、限られた朝の時間帯に電話が混み合うことがなくなり、校務処理の効率化を図ることができた。

また、採点業務等効率化システムの活用により、採点業務に係る時間の削減を図ることができた。

2 課題

(1) タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

全国学力・学習状況調査の学校質問紙調査の結果によると、タブレット端末等の ICT 機器を児童生徒の特性・学習状況進度等に応じた指導で活用した頻度が、依然として低いことから、タブレット端末等を活用した授業の充実に向けて、教員への研修等を引き続き実施するとともに、タブレット端末等を効果的に活用した実践事例を共有していく必要がある。また、家庭学習の充実を図るため、家庭でのタブレット端末の活用に向けた取組を推進する必要がある。

(2) 情報教育環境整備

家庭にインターネット環境がない児童生徒への支援策として、貸し出すモバイル Wi-Fi ルーターの活用状況を踏まえ、更なる支援策の必要性について、先行する他都市の取組事例も参考に将来的に実現可能な取組を検討する必要がある。

また、学校において ICT を快適かつ安心・安全に利活用できるよう、各学校の実情を踏まえた通信環境の更なる改善に取り組むとともに、GIGA スクール運営支援センターの支援員やサービスデスクにより、ICT 機器の利用に係るトラブルに迅速に対応する必要がある。

さらに、グループウェア等の情報ネットワークシステムを活用した校務処理の効率化を推進する必要がある。

3 対応方針

(1) タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

研究校を指定し、情報活用能力育成に関する研究を行い、成果を周知する。

また、タブレット端末等の ICT 機器や学習支援システム等を効果的に活用した先行的な研究を行い、成果を普及するとともに、タブレット端末を活用して家庭学習の充実を図ることができるよう、実践事例を周知する。また、タブレット端末を家庭で活用することの有用性を保護者へ周知する方法を検討する。

さらに、教職員 ICT 活用サイトで閲覧できる資料や教材等の充実を図るとともに、研修会を通してタブレット端末の積極的・効果的な活用を促進する。

(2) 情報教育環境整備

家庭にインターネット環境がない児童生徒への支援策として、貸し出すモバイル Wi-Fi ルーターの活用状況を踏まえ、更なる支援策の必要性について、先行する他都市の取組事例も参考に将来的に実現可能な取組を検討する。

また、各学校の実情を踏まえた通信環境の更なる改善に取り組むとともに、GIGA スクール運営支援センターの支援員やサービスデスクにより、ICT 機器の利用に係るトラブルに迅速に対応する。

さらに、グループウェア等の情報ネットワークシステムを活用した校務処理の効率化を推進する。

第1 事務の目的・概要

本市の小学校、中学校及び特別支援学校等の学校給食については、自校調理方式（自校調理場の給食調理場で調理したものを近隣の学校に提供する「親子方式」を含む。）、給食センター方式、選択制のデリバリー方式のいずれかで実施しているが、中学校の大半で実施している選択制のデリバリー方式については、残食率が高く申込率も年々低下し、また、自校調理方式とセンター方式については、施設の老朽化が進んでいるといった課題がある。

こうした複数の課題を総合的に解決するため、令和3年9月に策定した「学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針」に基づき、全ての児童生徒に温かく栄養バランスのとれたおいしい給食を、将来にわたってより安全かつ持続的に提供できる体制の構築に向けて取り組む。

第2 課題等への対応方針

中学校における選択制のデリバリー方式の早期解消に向け、「広島市学校給食事業協同組合による食缶方式での給食提供」及び「自校調理場における親子方式化」については、それぞれ円滑に実施できるよう関係業者や学校と連携を図りながら、着実に取組を進める。

また、選択制のデリバリー方式の解消及び可部地区学校給食センターや近隣の自校調理場の老朽化対策として取り組む「広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備」については、令和5年度内に整備運営事業者の選定及び契約締結に向けて所要の手続きを進めるとともに、契約締結後に事業が円滑に進むよう地域への説明を丁寧に行う。

第3 令和5年度における管理・執行状況

1 広島市学校給食事業協同組合による食缶方式での給食提供

令和5年4月から中学校6校で食缶方式での給食提供を開始した。また、令和6年4月から食缶方式での給食提供を開始する中学校13校について、広島市学校給食事業協同組合の事業者と調理作業の工程や配送スケジュール等に関する調整を行うとともに、配送車両の搬入路の確保など中学校における受入体制の整備を進めた。

2 自校調理場における親子方式化

令和5年4月から中学校4校で食缶方式での給食提供を開始した。また、同年の夏休み明けからの提供開始を予定していた学校と連絡・調整を行い、配送車両や調理備品等を購入するとともに、アレルギー対応に関する研修を実施するなど受入体制の整備を進め、令和5年8月から中学校4校で食缶方式での給食提供を開始した（令和5年度中に中学校8校で親子方式化）。

なお、上記1及びこの取組により、令和5年4月及び8月から食缶方式により給食提供を開始した中学校14校の平均残食率は23.8%（令和4年度）から6.6%（令和5年度）に低減した。

3 広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備

令和5年5月に広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業に係る入札公告を行った後、広島市公共施設整備等事業者選定審議会（広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業者選定部会）における審査を経て同年11月に落札者を決定し、同年12月に契約締結した。また、事業の進捗状況等について安佐市民病院跡地活

用推進協議会等への協議・説明を行った。

【参考：デリバリー方式の解消スケジュール】

- (1) 五日市地区学校給食センターの受配校拡大
令和4年度：1校（大塚中）
- (2) 広島市学校給食事業協同組合による食缶方式での給食提供
令和4年度：4校（二葉中、大州中、宇品中、矢野中）
令和5年度：6校（国泰寺中、翠町中、己斐中、庚午中、高取北中、東原中）
令和6年度：13校（幟町中、吉島中、江波中、戸坂中、牛田中、段原中、仁保中、中広中、観音中、井口中、古田中、安西中、瀬野川東中）
- (3) 自校調理場における親子方式化
令和5年度：8校（温品中、福木中、早稲田中、楠那中、己斐上中、井口台中、長束中、船越中）
- (4) 広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備
令和7年度：11校（安佐中、安佐南中、城山北中、白木中、高陽中、落合中、日浦中、亀崎中、三入中、口田中、広島中等教育）

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

食缶方式での給食提供を、中学校14校において開始するとともに、令和6年度から開始する中学校13校について事業者や学校と協議・調整を行い、選択制のデリバリー方式の解消に向けた取組を進めることができた。なお、令和5年度に食缶方式により給食提供を開始した中学校14校では残食率が低減した。

また、「広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備」については、安佐市民病院跡地活用推進協議会の意見等を踏まえた条件で公募し、総合評価一般競争入札方式で決定した整備運営事業者と契約締結を行い、施設整備に向けた取組を進めることができた。

2 課題

- (1) 広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備
令和8年1月の供用開始に向けて、実施設計及び整備工事が円滑に進むよう近隣の住環境等に配慮しながら取り組む必要がある。
- (2) 東部エリアにおける新たな学校給食センターの整備に向けた検討
おおむね令和13年度頃を目途に東部エリアに新たな学校給食センターを整備することとしており、建設候補地や整備スケジュールなどを検討する必要がある。

3 対応方針

「広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備」について、実施設計及び整備工事が円滑に進むよう整備運営事業者等と綿密に協議・調整を行うとともに、建設工事や供用開始後の施設運営を円滑に実施できるよう地域への説明を丁寧に行う。

また、「東部エリアにおける新たな学校給食センターの整備に向けた検討」については、おおむね令和13年頃を目途に整備することを目指し、関係課等との協議・調整を行い、建設候補地の選定などの検討を進める。

1 一人一人を大切に教育の実現に関する事務

(2) いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進に関すること

重

ア いじめ・不登校等対策の推進

第1 事務の目的・概要

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止に向けた取組を強化するとともに、早期発見に努め、適切な対応の充実を図る。

特に、不登校対策については、児童生徒の多様な実態を踏まえ、将来の社会的自立を目指した支援の充実に向けた取組を推進する。

第2 課題等への対応方針

1 いじめや暴力行為、不登校の未然防止に向けた取組の充実

支持的風土の醸成された学級づくりを目指し、令和3年度以降、作成・周知を継続している支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック（以下、この項目において「ハンドブック」という。）の活用を進めるとともに、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」を踏まえ、教育活動全般を通じて、道徳教育や協同学習、スキル教育等の発達支持的生徒指導の充実に努める。また、児童生徒に自らいじめや暴力行為を未然に防ぐ方法等について考えさせる取組を児童・生徒会活動の中で実施する。

いじめ防止対策推進法の趣旨を正しく理解し、学校、保護者、地域が協力していじめから児童生徒を守るため、保護者等を対象とした啓発動画「子どもの笑顔のために～いじめとはどんなもの？～」の周知を図る。

2 いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応の充実

悩みや困り感を持つ児童生徒を早期に発見できるよう、日々の様子の観察や学校生活に関する定期的なアンケート、教育相談等を実施し、児童生徒の実態把握に努め、生徒指導主事、教育相談・支援主任及び不登校対策推進リーダーが中心となり、状況に応じた組織的な対応を行う。また、個別の教育相談等でいじめの疑いを把握した際の初期対応について、教員への研修等を実施する。

不登校に係る対応では、欠席が数日続いた児童生徒に対し、早期に家庭訪問等を行い、保護者と連携して支援を行う。

3 専門人材を活用した生徒指導体制の充実

児童生徒の課題の背景にある問題を踏まえ、児童生徒やその保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談等の支援を行うとともに、必要に応じて、生徒指導アドバイザー（元校長）や生徒指導支援員（元警察官）を学校に派遣する。

また、児童生徒等が困ったときに相談しやすくなるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの研修を通して個々の力量向上に努める。

さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び生徒指導支援員の拡充やそれに伴う人材確保に努めるとともに、長期化、複雑化し、学校だけでは解決困難な事案への対応のため、弁護士等への相談の拡充に努める。

4 不登校等児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

各学校において、不登校等児童生徒への支援の充実を図るために、ICT を効果的に活用した学習支援等を充実させる。

不登校等児童生徒の学校内の「居場所」、「学びの場」である「ふれあいひろば」の充実に向けて、環境の整備を進める。

不登校児童生徒の社会的自立を目的とした学習活動やグループ活動などを実施する学校外の「居場所」、「学びの場」である「ふれあい教室」の活用を促すとともに、各学校と「ふれあい教室」間や「ふれあい教室」同士でのオンラインによる意見交流等の活動を充実させていく。

児童生徒の多様なニーズに応えるため、積極的にフリースクール等の民間施設を紹介する。

第3 令和5年度における管理・執行状況

1 いじめや暴力行為、不登校の未然防止に向けた取組の充実

各学校において、ハンドブックとハンドブック別冊「学校実践編」の活用をすすめるとともに、各学校の実態に応じて、道徳教育や協同学習、スキル教育等を実施した。また、児童・生徒会活動の中で、児童生徒に自らいじめや暴力行為を未然に防ぐ方法等について考えさせた取組の好事例を収集し、ハンドブック別冊「学校実践編Ⅱ」としてまとめた。

いじめ防止対策推進法の正しい理解等に向けた保護者等向けの啓発動画を作成し、周知を図った。

【図表 19】 いじめの認知件数の推移

※ 図表 19～21 の令和5年度の数値は速報値

区 分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
小学校	3,470 件	2,645 件	2,895 件	2,922 件	2,833 件
中学校	1,224 件	961 件	840 件	978 件	1,067 件
高等学校	31 件	14 件	16 件	23 件	23 件
計	4,725 件	3,620 件	3,751 件	3,923 件	3,923 件

【図表 20】 暴力行為の発生件数の推移

区 分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
小学校	713 件	853 件	1,126 件	1,371 件	1,509 件
中学校	498 件	427 件	520 件	591 件	693 件
高等学校	13 件	3 件	6 件	7 件	6 件
計	1,224 件	1,283 件	1,652 件	1,969 件	2,208 件

【図表 21】 不登校児童生徒数の推移

区 分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
小学校	668 人	793 人	965 人	1,333 人	1,475 人
中学校	1,026 人	1,155 人	1,553 人	1,896 人	2,037 人
高等学校	213 人	214 人	237 人	260 人	345 人
計	1,907 人	2,162 人	2,755 人	3,489 人	3,857 人

2 いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応の充実

児童生徒の悩みや困り感を早期に発見できるようタブレットを活用したアンケートを行ったり、教育相談を充実させるためアンケートの工夫に関する好事例を生徒指導主事の集中研修で紹介したりするなどの取組を行った。また、生徒指導主事、教育相談・支援主任及び不登校対策推進リーダーが密接に連携し、組織的な対応を行った。さらに、個別の教育相談等によりいじめの疑いを把握した際の初期対応の充実に向けた教員への研修を実施した。

不登校傾向の児童生徒に対しては、定期的に家庭訪問を行うなど保護者と連携した対応を行った。

3 専門人材を活用した生徒指導体制の充実

全ての学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングや教職員に対する助言を行うとともに、スクールカウンセラーへの研修を年2回実施した（図表22）。

【図表22】スクールカウンセラーの活動時間数と相談件数の推移

区分	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動時間	47,882時間	50,573時間	51,163時間	50,631時間	51,810時間
相談件数	38,183件	41,742件	42,507件	41,102件	37,698件

スクールソーシャルワーカーを拠点校20校（小学校12校、中学校8校）に各1人、教育委員会事務局にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー1人を配置し、関係機関につなぐなど支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーへの研修を年8回実施した（図表23）。

【図表23】スクールソーシャルワーカー等の配置人数とケース数の推移

区分	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	15人※	17人※	19人※	20人※	21人※
ケース数	589件	727件	797件	811件	942件

※ スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1人を含む。

生徒指導アドバイザーを各学校に派遣し、助言等を行うとともに、生徒指導支援員24人を12校に派遣し、学校が関係機関と連携する際の支援を行った。

学校だけでは解決が困難な事案について、弁護士等に相談し助言を得ることができるようにした（図表24）。

【図表24】弁護士等への相談件数の推移

区分	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	12件	15件	13件	26件	25件

4 不登校等児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

「ふれあいひろば」において、人間関係づくりのために児童生徒が自分たちでボードゲームなどの作成を行った。また、録画された学校の授業動画や所属する学級の授業のライブ配信を

行った学校もあった（図表 25）。

【図表 25】「ふれあいひろば」支援児童生徒数の推移

区 分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支援児童生徒数	1,554 人	1,620 人	1,997 人	2,061 人	2,257 人

安佐南区に「ふれあい教室・安佐南」を新設し、計 5 箇所の「ふれあい教室」において、適切に運営を行った。また、「ふれあい教室」間において、オンラインによる交流ができる環境を整備した（図表 26）。

【図表 26】「ふれあい教室」の通室児童生徒数の推移（小・中）

区 分	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
通室児童生徒数	172 人	174 人	189 人	207 人	280 人

フリースクール等の民間施設と教育委員会、学校との意見交換会を開催し、各学校に対し、各フリースクール等の活動内容や施設の一覧を送付した。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 いじめや暴力行為、不登校の未然防止に向けた取組の充実

(1) 評価

いじめの認知件数については、令和 4 年度と比較して横ばいとなっている（図表 19）。これは、各学校におけるいじめを見逃さない取組が進み、これまでのいじめ防止等に向けた体制強化の取組の効果が定着しているものと考えられる。

暴力行為の発生件数については、令和 4 年度と比較して全体で 239 件（約 12.1%）増加した（図表 20）。これは、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことから、児童生徒が直接やりとりする機会が急増したことや、この数年におよぶ対人関係の経験不足などにより、自分の思いを伝えることや他者の願いを聞く等、児童生徒がうまくコミュニケーションを図れないことによるトラブルが増加したことなどが背景として考えられる。

不登校児童生徒数については、令和 4 年度と比較して全体で 368 人（約 10.5%）増加した（図表 21）。これは、児童生徒の休養の必要性を明示した「教育の機会確保法」の趣旨が浸透し、保護者の児童生徒の学びに係る意識も多様化していることや、近年フリースクール等の民間施設が急激に増え、児童生徒の特性等に応じて多様な「学びの場」「学びの形」が提供されるようになったことなども影響していると考えられる。

広島市いじめ問題対策連絡協議会において、保護者等を対象としたいじめ防止対策推進法の正しい理解等を進める動画を作成し、周知を行うことができた。

(2) 課題

依然として、いじめの認知件数、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数いずれも高い水準で推移していることから、いじめや暴力行為、不登校の未然防止に向けて、引き続き、各学校における支持的風土の醸成された学級づくりに向けた取組の充実を図る必要がある。

児童生徒のレジリエンス（こころの回復力）を高め、困ったときに SOS を出すことができる力を育成する教育（MLB 教育）の充実が必要である。

いじめや関係機関との連携についての保護者の捉え方に差があり、対応に苦慮する事案も散見されることから、保護者等に関係機関との連携も含めたいじめ防止対策推進法の理解を促進する必要がある。

(3) 対応方針

教職員の更なる資質向上と各学校における組織的な取組の推進を図るため、ハンドブックとハンドブック別冊「学校実践編」「学校実践編Ⅱ」を、生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする研修や各学校における校内研修等で活用する。また、各学校の好事例を収集し、ハンドブックの実践事例の中に加える。

MLB 教育について、全小・中学校に加え、全高等学校でも実施する。また、小・中学校で実施している指導案の改訂を行う。

いじめ問題対策連絡協議会において作成した啓発動画の活用や、保護者、地域への学校の取組の発信についての好事例を収集し、各校に周知する。

2 いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応の充実

(1) 評価

日々の様子の観察や定期的なアンケート、教育相談等を実施するとともに、保護者と連携して児童生徒の実態を詳細に把握できるよう対応したことにより、悩みや困り感を持つ児童生徒を早期に発見することができた。また、生徒指導主事、教育相談・支援主任及び不登校対策推進リーダー等が密接に連携し、把握した課題に早期に対応することができた。

(2) 課題

引き続き、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、教職員のいじめに対する意識や感度を高めるとともに、不登校をはじめ、児童虐待やヤングケアラーなど、児童生徒の抱える課題が多様化している実態を踏まえ、個々の事案に対する学校の組織的な対応力の向上を図る必要がある。

教育相談については、教育相談に係る教員の資質向上を目指し、教育相談の充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応に向けて、組織的な対応力を向上させるために、生徒指導主事、教育相談・支援主任及び不登校対策推進リーダーが密接に連携を図る。

教育相談の一層の充実に向けて、アンケートや教育相談によるいじめの積極的な認知等の視点で、ICT を活用したアンケートの工夫や教育相談の年間計画等、各校の実践事例を収集するとともに、収集した好事例を教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等で共有する。

3 専門人材を活用した生徒指導体制の充実

(1) 評価

スクールカウンセラーによる 37,000 件を超える相談対応により、児童生徒や保護者等の心の安定を図ることができた。また、スクールソーシャルワーカーの派遣により、900 件を超えるケースの対象となっている児童生徒を取り巻く家庭や地域や環境に働きかけること

ができた。

生徒指導アドバイザーを各学校に派遣するとともに、生徒指導支援員 24 人を 12 校に派遣することにより、学校への助言や学校が関係機関と連携する際の支援を行うことができた。

弁護士等への相談件数は 25 件であり、困難な事案について弁護士等の助言により適切に対応することができた。

(2) 課題

学校に対する相談内容が多様化、複雑化しており、困難なケースへの対応が増加していることから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等の充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、研修等による個々の力量向上とさらなる配置拡充に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーがチームで業務にあたる体制等を整備することで支援の充実を図る。また、引き続き、必要に応じて生徒指導アドバイザーや生徒指導支援員の派遣を行うとともに、弁護士等による相談を実施する。

4 不登校等児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

(1) 評価

全ての小・中学校、中等教育学校で「ふれあいひろば」を終日開室し、児童生徒の個々の実態に応じた利用ができるようにしたことにより、2,257 人の児童生徒が利用し、「居場所」、「学びの場」として充実を図ることができた。

280 人の児童生徒が「ふれあい教室」を利用し、各自のペースでの自主学習や対人関係能力向上のためのグループ活動など、個々の児童生徒の実態に応じた支援を行うことにより、「継続して通室できるようになった」、「自分で物事の選択や決定ができるようになった」など、好ましい変化が見られた。

フリースクール等の民間施設の活動内容や施設の一覧を学校に情報提供し、各学校の児童生徒や保護者への支援につなげることができた。

(2) 課題

依然として不登校児童生徒数が増加していることから、学校以外の「居場所」、「学びの場」の充実を図り、多様なニーズに応じた支援の充実を図る必要がある。また、不登校等児童生徒の保護者が一人で悩みを抱えて孤立せず適切な情報や支援を得られるようにする必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、各学校の「ふれあいひろば」が不登校等児童生徒の「居場所」、「学びの場」として充実するよう、所属する学級や学年の様子がわかる掲示や ICT の活用など環境の整備を進めるとともに、「ふれあい教室」において、ICT を効果的に活用した学習支援等を充実させる。

不登校等児童生徒の保護者の会「木の実の会」をこれまでは中区地域福祉センターのみで年間 14 回実施していたところ、より多くの保護者が参加できるよう、今後は、開催場所と回数を拡充して実施する。

なお、学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として、「いじめ・不登校等対策の推進」を、令和6年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

地域住民や保護者等の学校運営への参画を一層促すとともに、各学校と地域が地域人材を活用し、地域の特性を生かした特色ある取組を実施することなどにより、将来のまちづくりの担い手である子どもたちの健全育成を図る「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域の活性化」を推進する。

第2 課題等への対応方針

1 学校運営協議会の運営（コミュニティ・スクール）

全ての市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校に設置している学校運営協議会を着実に運営するとともに、コミュニティ・スクールの理解を深め、よりよい運営になるよう、全学校の教職員と学校運営協議会の委員を対象として、好事例を紹介する研修などを実施する。

2 学校教育活動地域連携推進事業の実施

各学校が地域人材等を学校教育活動に活用する取組をより充実していけるよう、研修会等で好事例を全学校に紹介するとともに、人材確保に向けた支援の強化や年間の実施回数の上限緩和などに取り組む。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施（中学校）

コーディネーター及び学習支援者の人材の確保に向けて、必要に応じて学校運営協議会等の場で新たな候補者の検討を促すとともに、「大学生による学校支援活動」の紹介などを行う。

第3 令和5年度における管理・執行状況

1 学校運営協議会の運営（コミュニティ・スクール）

全ての市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校に設置した学校運営協議会において、会議を年4回程度実施した。

また、コミュニティ・スクールの理解を深め、よりよい運営になるよう、各学校の教職員と学校運営協議会の委員を対象に、地域と学校が連携・協働した取組の好事例を紹介した上で、各学校の実態に応じて協議を行う研修会を実施した。

2 学校教育活動地域連携推進事業の実施

全ての市立幼稚園、小・中学校、中等教育学校、特別支援学校において、それぞれの歴史的、地理的、人的資源等の地域特性や児童生徒等の発達段階を踏まえ、「地域の自然・歴史」、「伝統文化」、「キャリア教育」の3つのテーマから学校運営協議会等と協議しながら、地域の特性に応じたテーマを選択し、地域人材等を活用した取組を年に2回程度行った（図表27）。

地域人材等を活用した取組が充実するよう、実施回数の上限を小学校は2回から3回、中学校及び中等教育学校は1回から2回に緩和するとともに、本事業の実施に係る通知やコミュニティ・スクールに係る研修会において地域と学校が連携・協働した取組の好事例を紹介した。また、人材確保に向けた支援として、学校からの求めに応じて講師を紹介した。

【図表 27】令和 5 年度校種別テーマ実施状況

(単位：回)

	自然・歴史	伝統文化	キャリア教育	計
幼稚園	4	15	2	21
小学校	204	110	60	374
中学校	20	16	52	88
中等教育学校	0	0	1	1
特別支援学校	0	2	0	2
計	228	143	115	486

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施（中学校）

4 月の事業説明会において、新たに担当者となるコーディネーターや教頭に対して、事業の進め方等を説明するとともに、学習支援者の確保に向けて、地域による教育支援活動の内容及び PTA や地域住民、非常勤講師を学習支援者として活用している事例を紹介した。また、各校の取組について情報交換の場を設けた。さらに、人材確保に困っている学校があれば指導第二課に相談するよう校長会で連絡し、相談があった学校については、学校運営協議会等の場で新たな候補者の検討を促したり、「大学生による学校支援活動」を紹介したりした。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 学校運営協議会の運営（コミュニティ・スクール）

(1) 評価

全ての小・中学校、中等教育学校、特別支援学校において、学校運営協議会を着実に運営することができた。また、コミュニティ・スクールに係る研修会を実施し、地域と学校が連携・協働した取組の好事例を教職員や学校運営協議会の委員に広く周知した。その事例をもとに、学校運営協議会で扱う議題の内容や地域の特性を生かした取組の充実について協議した学校があった。なお、研修会後のアンケートでは、概ね肯定的な評価であった（図表 28）。

【図表 28】令和 5 年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会）に係る研修会アンケート結果

質問項目	肯定的回答の割合
地域と学校の連携・協働により、学校の教育活動の充実につながると感じた	96%
地域と学校の連携・協働を進めることが、学校における働き方改革につながると感じた	76%
地域の特性を生かした取組を充実していきたいと感じた	95%
学校運営協議会で熟議する議題（テーマ）について、新しい視点を持つことができた	93%

(2) 課題

研修会後のアンケートにおいて、「地域と学校の連携・協働を進めることが、学校における働き方改革につながると感じた」という質問に対して、2 割程度が否定的な回答をしているため、地域と学校の連携・協働について理解を深める必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、学校運営協議会を着実に運営するとともに、地域と学校の連携・協働について理解を深めるため、全学校の教職員と学校運営協議会の委員を対象として、好事例等を紹介

する研修を実施する。

2 学校教育活動地域連携推進事業の実施

(1) 評価

学校運営協議会の委員等を通じて地域の自然・歴史や伝統文化等の専門家を講師に招き、地域特性を踏まえた取組や教員だけでは指導することが難しい内容の取組を実現させることができた。また、実施回数の上限を緩和したことや好事例を紹介したことにより、小・中学校ともに実施回数が増加した。

(2) 課題

地域人材の確保が難しい学校や、都市部など地域の特性を見出しにくい学校がある。

(3) 対応方針

各学校が地域人材等を学校教育活動に活用する取組をより充実していけるよう、校長会等で学校運営協議会での協議が地域人材の活用につながった事例や都市部で地域の特性を生かした取組を行った事例等を全学校に紹介する。また、より多様な人材を活用し本事業が充実するよう、選択できるテーマの拡大について検討する。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施（中学校）

(1) 評価

コーディネーター等を対象とした説明会を4月に実施し、学習支援の効果的な実施方法や事務処理等について確認を行ったり、各校の取組を交流したりすることで、家庭・地域による教育支援活動を円滑に開始することができた。

(2) 課題

学習支援者の確保や、コーディネーターの高齢化に伴う人材の確保が必要である。

(3) 対応方針

コーディネーター及び学習支援者の人材の確保に困っている学校に対して、引き続き、学校運営協議会等の場で新たな候補者の検討を促すとともに、「大学生による学校支援活動」の紹介などを行う。また、地域の団体等に事業内容について説明し、協力を依頼する。

なお、学校と地域住民等が連携・協働しながら将来のまちづくりの担い手となる子どもたちの育成を図る取組項目として、「地域とともにある学校づくりの推進」を、令和6年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

国においては、まずは休日の部活動を地域へ移行するよう、令和5年度から7年度を「改革推進期間」として位置付け、地域の実情に応じた取組を進めるよう方針を定めた。こうした国の動きを受け、本市においても休日の部活動の地域移行を目指すことで、子どもたちが将来にわたってスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会を確保し、教員の働き方改革の推進にもつながるよう取り組む。

第2 課題等への対応方針

休日の部活動の地域移行モデル事業として、部活動指導員等活用モデル、学区体育協会等活用モデル、スポーツ少年団活用モデルの3つのモデルパターンを実施する。また、休日の部活動の地域移行に係る課題の把握や実施の在り方について検討する。

第3 令和5年度における管理・執行状況

休日の部活動の地域移行モデル事業として、部活動指導員等活用モデル11校13クラブ、学区体育協会等活用モデル1校1クラブ、スポーツ少年団活用モデル1校1クラブで実施した。

また、モデル事業の実施、改善に向け、学校、関係団体及び関係課が参加する「広島市立学校部活動の在り方に係る意見交換会」を3回開催し、学校や地域の実情、課題等について協議した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

「改革推進期間」の初年度として、3つのモデルパターンを13校で実施することができた。また、「広島市立学校部活動の在り方に係る意見交換会」を開催し、休日の部活動の地域移行に係る課題の把握や実施の在り方について検討することができた。

さらに、休日の部活動の地域移行に係る受け皿の拡大を目指した取組の1つとして、広島文化学園大学と連携し、吹奏楽イベントを開催することができた。

2 課題

学校に派遣できる指導者が十分ではない状況があることから、更なる指導者の確保に向けて新たな受け皿の掘り起こしを行うとともに、指導者の養成や資質向上に取り組む必要がある。

3 対応方針

本事業をより多くの部活動に拡大していくために、本市関係課とともに、大学、民間企業、競技団体等と連携し、新たな受け皿の掘り起こしを行い、モデル事業の実施校数や実施クラブ数を増やす。

また、初めて中学生の指導に関わる指導者が自信を持って指導に携われるよう、資質能力の向上に向けた研修の充実を図る。

エ 子どもの安全対策の推進

第1 事務の目的・概要

通学時等に発生する犯罪や事故から子どもを守るため、保護者や地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進するとともに、関係機関等と連携を図りながら、子どもの安全対策を推進する。

第2 課題等への対応方針

1 「子ども安全の日」事業の推進

地域の安全は地域で守るという自主的・持続的な防犯活動が着実に実施できるよう、引き続き、毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、それぞれの実態に応じた様々な取組を実施する。

2 児童生徒等への意識啓発

防犯教室の実施（全園・学校）、通学路の危険箇所を明示した安全意識啓発マップの作成及び防犯ブザー等の所持の必要性や適切な使用方法の指導（小学校）する機会などを通して、児童生徒等の危険予測・危機回避能力の向上を図る。

3 地域ぐるみの見守り・巡回活動等の推進

年間を通じて相当数の不審者事案が発生している実態を踏まえ、地域学校安全指導員による幼稚園や小学校への巡回訪問を定期的に実施するとともに、教職員及び地域の見守り活動者に対し、元警察官としての豊富な経験や知識に基づいた助言・指導を行うほか、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び警察等の関係機関と情報を共有して必要な対応を行う。

また、地域の見守り活動者に活動用ジャンパーを計画的に配付することや、見守り活動に協力いただいている地域の方々や企業等の活動の様子を積極的に広報することで参加者の意欲向上を図るとともに、学校運営協議会等の場を活用した見守り活動への参加の呼びかけや本市が包括的連携協定を締結している企業等への協力の働きかけなどにより、担い手の維持・拡充に努めながら、「8・3運動」の推進に取り組む。

さらに、区役所に青色回転灯を装備した車両、小学校等に「みんなで守ろう子どもの安全」（ステッカー）を掲出した原動機付自転車を配備し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、引き続き、原動機付自転車や電動アシスト付き自転車への計画的な更新に努める。

4 通学路の安全対策

道路管理者及び警察等の関係機関と連携して、順次、安全対策を実施するとともに、児童への安全指導を繰り返し行い、通学路の安全対策が一層進むよう、学校運営協議会を積極的に活用して協議を行うことにより、通学路の安全確保を図る。

第3 令和5年度における管理・執行状況

1 「子ども安全の日」事業の推進

毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校では集団登下校や防犯教室、不審者対応避難訓練等を、家庭・地域では登下校時の見守り活動等を実施した。その中でも、11月は、全小学校で、安全について考える朝会や見守り活動でお世話になっている地域の方々へ感謝の気持ちを表す「見守り感謝の会」等、学校・地域の実態に応じた取組を実施した。

2 児童生徒等への意識啓発

全ての園・学校において防犯教室を実施するとともに、小学校では、134校において安全意識啓発マップを作成した。また、防犯ブザーについては、小学校の新入学児童（約1万人）に防犯ブザーを支給し、機会を捉え、防犯ブザーの点検や使用方法の指導を行うとともに、保護者への周知を行った。

3 地域ぐるみの見守り・巡回活動等の推進

地域学校安全指導員による幼稚園や小学校への巡回訪問を月2回程度（延べ3,451回）実施し、教職員や見守り活動者に対し、学校安全体制に関する助言・指導を行うとともに、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び関係機関等で不審者情報を共有して注意喚起を行った。

また、見守り活動用のジャンパーを購入し、区役所を通じて、見守り活動者に配付できるようにしたほか、幼稚園や学校を通じて地域や地元の企業等による取組状況を把握し、定期的に見守り活動を行っている企業等10団体や「広島市安全なまちづくり功労表彰」を受表彰した個人11人及び4団体の取組について、本市ホームページで紹介した。包括連携協定を締結している企業（日本郵便㈱、ヤクルト山陽㈱）においては、集配車等へのステッカー掲示、建物入口付近への幟旗の設置による「子ども安全の日」の普及啓発のほか、見守りカバン札を活用した「ながら見守り」の取組が行われた。

さらに、区役所に配備している青色回転灯車両（各1台）、小学校等に配備している「みんなで守ろう子どもの安全」（ステッカー）を掲出した原動機付自転車（計68台）を活用して、事務連絡等の業務を兼ねて地域のパトロールを実施した。加えて、経年劣化による故障が頻発している原動機付自転車を更新するため、原動機付自転車6台、電動アシスト付き自転車4台を購入した。

4 通学路の安全対策

令和3年度に国が示した観点により抽出した危険箇所（223箇所）及び令和2年度以前の対策未完了箇所（26箇所）については、踏切の拡幅や都市計画道路の建設に伴う長期的な対応を要する箇所（11箇所）を除き、全て対策は完了した。

加えて、令和5年度は、新たに28箇所（15校）の合同点検を実施し、このうち19箇所については年度内に対策が完了した（未了は9箇所）。

また、各校で開催される学校運営協議会において、通学時の安全確保に関する協議又は情報共有を実施し、通学路の安全確保に努めた。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 「子ども安全の日」事業の推進

(1) 評価

毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、子どもの安全について考え行動する様々な取組を計画的に実施することにより、児童の自己防衛意識の高揚を図るとともに、地域全体で子どもを守る市民意識の醸成を図ることができた。

(2) 課題

本市の小学生が下校中に尊い命を奪われた事件を踏まえ、毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、引き続き、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じて互いに連携し、地域全体で子どもを守る取組を着実に推進していく必要がある。

(3) 対応方針

地域の安全は地域で守るという自主的・持続的な防犯活動が着実に実施できるよう、引き続き、毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、それぞれの実態に応じた様々な取組を実施する。

2 児童生徒等への意識啓発

(1) 評価

防犯教室は、学校安全計画に基づいて、全ての園・学校において計画どおり実施することができた。安全意識啓発マップについては、一部の小学校では作成できなかったが、危険箇所を動画等で確認する活動などは実施されていた。また、防犯ブザーについては、新入学児童全員に支給し、機会を捉えて、防犯ブザーの点検や使用方法の指導を行うとともに、保護者に周知することができた。

(2) 課題

児童生徒の危機予測・危機回避能力向上のため、継続的に意識啓発等の取組を実施していく必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、防犯教室の実施、通学路の危険箇所を明示した安全意識啓発マップの作成及び防犯ブザー等の所持の必要性や適切な使用方法の指導などを通して、児童生徒等の危険予測・危機回避能力の向上を図る。

3 地域ぐるみの見守り・巡回活動等の推進

(1) 評価

地域学校安全指導員が、教職員や見守り活動者に対し、元警察官としての豊富な経験や知識に基づいた助言・指導を行うとともに、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び警察等の関係機関と情報を共有して注意喚起を図るなど、学校安全体制に係る取組を実施することができた。

また、見守り活動用のジャンパーを購入し、区役所を通じて、見守り活動者に配付したり、見守り活動に協力いただいている地域の方々や企業等の活動の様子を広報したりすることで、子どもを守る市民意識の醸成を図るとともに、登下校の子どもを見守る10万人の態勢を概ね維持することができた（図表29）。

【図表29】見守り活動者数の推移

区 分		平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見守り 活動 10万人 構 想	組織的な見守り活動者数	3万8,000人	3万9,000人	3万6,000人	3万4,000人	3万3,000人
	日常生活に組み込まれた見守り活動者数	6万2,000人	6万2,000人	6万3,000人	6万4,000人	6万5,000人
	計	10万人	10万1,000人	9万9,000人	9万8,000人	9万8,000人

さらに、区役所に配備している青色回転灯を装備した車両や小学校等に配備している「みんなで守ろう子どもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車を効率的に運行し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、経年劣化による故障が頻発していた一部の原動機付自転車を更新することができた。

(2) 課題

学校等を通じて把握した不審者事案の発生件数は240件であり、ここ数年、減少傾向にはあるが、引き続き、子どもが犯罪に巻き込まれることのないよう、登下校における子どもの安全確保に対する保護者・地域の理解を深めながら、概ね10万人の見守り態勢を維持していく必要がある。

また、地域、地元の企業や学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報することなどを通じて、新たな見守りの担い手を確保する必要がある。

さらに、導入から17年が経過した原動機付自転車については、学校のニーズを踏まえつつ、計画的に必要な台数を更新していく必要がある。

(3) 対応方針

年間を通じて相当数の不審者事案が発生している実態を踏まえ、引き続き、地域学校安全指導員による幼稚園や小学校への巡回訪問を定期的を実施するとともに、教職員及び地域の見守り活動者に対し、元警察官としての豊富な経験や知識に基づいた助言・指導を行う。

また、地域、地元の企業や学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報するとともに、本市が包括的連携協定を締結している企業等に対し、子どもの見守り活動等への協力が得られるよう働きかけを行うことなどにより、担い手の維持・拡充に努めるとともに、学校や地域の実情に応じた子どもの安全対策の推進に関する実践的な取組を行い、その成果を全市に普及させるなどして、地域全体で子どもを守る機運の醸成を図る。

さらに、区役所に青色回転灯を装備した車両、小学校等に「みんなで守ろう子どもの安全」（ステッカー）を掲出した原動機付自転車を配備し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、引き続き、原動機付自転車や電動アシスト付き自転車の計画的な更新に努める。

4 通学路の安全対策

(1) 評価

合同点検等により安全対策が必要な箇所について、道路管理者及び警察等の関係機関と連携して、路側帯のカラー舗装や区画線の引き直し等を実施することにより、通学路の安全対策を推進することができた。

また、各小学校における学校運営協議会において、通学時の安全確保に関する協議又は情報共有を実施し、通学路の安全確保に努めることができた。

(2) 課題

踏切の拡幅や都市計画道路の建設に伴う長期的な対応を要する箇所など、早期の対応が困難な箇所については、道路管理者及び警察等の関係機関と連携し、暫定的な安全対策を検討するなど、中長期的な観点から安全対策に取り組む必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、道路管理者及び警察等の関係機関と連携して、順次、安全対策を実施するとともに、児童への安全指導を繰り返し行い、通学路の安全対策が一層進むよう、学校運営協議会を積極的に活用して協議を行うことにより、通学路の安全確保を図る。

第1 事務の目的・概要

学校においてこれまで教職員が担ってきた役割の見直しと業務の効率化を図り、メリハリのある働き方を進めることで教職員の心身の健康を保持し、児童生徒に向き合う時間を十分に確保することにより、児童生徒に対する総合的な指導を持続的に行うことのできる学校教育体制を構築する。

平成30年12月に策定した「広島市の学校における働き方改革推進プラン」（以下、この項目において「第1期プラン」という。）については、令和3年11月に時点修正を行い、引き続き「長時間勤務の解消」及び「休暇取得の促進」の観点から設定した3つの達成目標を掲げて、取組を進めている（図表30）。

【図表30】第1期プランに掲げる達成目標

区分	指標	目標値
目標1	全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校等時間	45時間以下
目標2	連続した3か月平均で勤務時間外の在校等時間が80時間超の教職員の割合	0%
目標3	年次有給休暇の平均取得日数	16日以上

第2 課題等への対応方針

第1期プランの計画期間が満了することから、次期プランを策定し、「子どもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すことに軸足を置き、学校と教育委員会、その他全ての関係者が一体となって取組を推進する。

次期プラン策定に当たり、3つの達成目標については、達成できた目標1は変更し、達成できなかった目標2・3については、引き続き目標として設定した上で、数値の一層の改善に向けて取組を進める。

また、個々の取組項目については、これまでの取組状況やアンケート調査結果等を踏まえ、項目の入れ替えや統合、内容の見直しを行うとともに、部活動の負担軽減や調査・報告等の負担軽減に関する項目など、教職員のニーズが高く、特に効果が大いと考えられる項目を重点項目として設定し、PDCAサイクルの下、取組の着実な推進を図る。

さらに、小学校、中学校の各2校をモデル校に指定し、先導的かつ実践的な取組を実施するとともに、その成果を全園・校に普及させる。

第3 令和5年度における管理・執行状況

引き続き学校における働き方改革を推進していくために、これまでの取組状況やアンケート調査結果等を踏まえ、項目の入れ替えや統合、内容の見直しを行い、22の取組項目（うち11項目は重点項目）を設定した上で、「第2期 広島市の学校における働き方改革推進プラン」を令和5年7月に策定した。

なお、3つの達成目標については、達成できた目標1を「年間月平均の勤務時間外の在校等時間が45時間以下の教職員の割合100%」に変更し、達成できなかった目標2・3については、引き続き目標として設定した上で、数値の一層の改善に取り組んだ（図表31～33）。

【図表 31】 第 2 期プランに掲げる達成目標

区分	指標	目標値
目標 1	年間月平均の勤務時間外の在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合	100%
目標 2	連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合	100%
目標 3	年次有給休暇の平均取得日数	16 日以上

【図表 32】 第 2 期プランの達成目標の実績の推移

区分	指標	令和 4 年度	令和 5 年度
目標 1	年間月平均の勤務時間外の在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合	73.3%	74.1%
目標 2	連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合	95.2%	96.1%
目標 3	年次有給休暇の平均取得日数	15.0 日	16.4 日

【図表 33】 第 1 期プランの達成目標の実績の推移

区分	指標	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
目標 1	全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校等時間	38.7 時間	34.2 時間	33.5 時間	34.4 時間	33.7 時間
目標 2	連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間超の教職員の割合	9.0%	3.5%	4.9%	4.9%	4.8%
目標 3	年次有給休暇の平均取得日数	12.2 日	12.8 日	10.6 日	14.1 日	15.0 日

第 2 期プランに掲げた 22 の取組項目（図表 34）については、PDCA サイクルに基づく計画の下、スクールサポートスタッフの活用（配置人数：222 人）、中学校部活動指導員の配置（配置人数：180 人）、スクールロイヤーの活用（利用回数：36 回）などの取組を進めるとともに、夏季休業期間中の学校一斉閉庁（3 日間）を実施し（実施した学校：100%、拡大実施した学校：31.0%）、冬季休業期間中においても学校一斉閉庁（2 日間）を実施した（実施した学校：98.2%、拡大実施した学校：12.9%）。また、部活動に係る負担軽減について、中学校の休日における部活動の地域移行に向けたモデル事業を実施した（実施クラブ数：13 校 15 クラブ）。

モデル校においては、ICT の活用による校務の効率化、日課等の見直しによる執務時間の確保などの取組を実施した。また、取組等について報告書としてまとめ、校長会等で報告するとともに、本市ホームページに掲載し、学校関係者や市民に対して普及・啓発を図った。

さらに、学校アンケート調査（対象となる園・校数：幼稚園 19、小学校 141、中学校 63、高等学校 7、中等教育学校 1、特別支援学校 1、計 232）を行い、第 2 期プランの実施状況の把握や効果検証を行った。

【図表 34】第 2 期プランに掲げる 3 つの視点、9 の分類及び 22 の取組項目

視点	分類	取組項目
学校における業務改善	学校や教員が担うべき業務範囲の適正化	重点 ① 授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用
		重点 ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
		重点 ③ スクールロイヤーの活用
		④ 就職指導に係る外部人材の活用
		⑤ 学校行事等の見直し
		重点 ⑥ 学校事務職員の役割の明確化・学校運営への参画強化
	教育委員会等から学校に求める業務の縮減	重点 ⑦ 調査・報告等の負担軽減
		⑧ 研修・会議・説明会等の適正化
	業務改善に資する環境整備	重点 ⑨ ICT 環境の整備・活用の推進
		⑩ 教育委員会の体制等の見直し
過密期間・日程の緩和	勤務時間管理の徹底	⑪ 定時退校日の実施
	授業・部活動の負担軽減	⑫ 日課の見直し
		重点 ⑬ 小学校高学年における教科担任制の推進
		重点 ⑭ 部活動の負担軽減
	休暇取得の促進	⑮ 学校閉庁日の実施
		⑯ 計画的取得の推進
働き方に係る教職員等の意識改革	学校経営との連携	⑰ 学校評価等における働き方改革関連目標の達成に向けた取組の推進
		重点 ⑱ 人事評価における働き方改革関連目標の達成に向けた取組の推進
		重点 ⑲ メンタルヘルス対策の充実
	研修の充実	⑳ 働き方改革に係る管理職マネジメント研修の充実
		㉑ 経験年数等に応じた働き方改革に係る研修の充実
	保護者・地域と連携した学校運営	重点 ㉒ 保護者・地域等と協働した働き方改革の推進

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

第 2 期プランの 3 つの達成目標のうち、目標 3「年次有給休暇の平均取得日数」については達成することができた。

一方で、目標 1「年間月平均の勤務時間外の在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合」については、目標を達成することができなかったが、令和 4 年度より数値が改善している。なお、校種別では、中学校、高等学校及び中等教育学校の割合が低く、職位別では、教頭・主幹教諭等の割合が特に低くなっている。

また、目標 2「連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合」については、幼稚園以外では、目標を達成することができなかったが、令和 4 年度より数値が改善している。なお、校種別では、中学校、高等学校及び中等教育学校の割合が低く、職位別では、教頭・主幹教諭等の割合が特に低くなっている（図表 35）。

【図表 35】令和 5 年度に達成できなかった目標の校種別、職位別の実績

○年間月平均の勤務時間外の在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	91.7%	77.6%	66.5%	69.6%	67.5%	76.9%
職位等	園長・校長	教頭		主幹教諭等		教諭等
	52.0%	18.2%		33.7%		70.6%

○連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	100%	98.5%	91.1%	93.5%	93.2%	95.5%
職位等	園長・校長	教頭		主幹教諭等		教諭等
	96.1%	75.1%		80.4%		95.9%

2 課題

第 2 期プランの達成できなかった 2 つの目標については、その要因等を踏まえながら、モデル校での先導的な取組や保護者・地域等と協働した取組などを実施していくことで、引き続き達成に向けて取り組んでいく必要がある。

例えば、目標 1 及び目標 2 の数値が特に低かった教頭・主幹教諭等は、その要因として「各種報告書の作成」や「学級経営・授業や学校行事の準備」等を挙げていることから、長時間勤務の解消に当たっては、これらに対する効果的な取組が必要である。

3 対応方針

第 2 期プランに掲げる目標の達成に向けて、「子どもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すことに軸足を置き、学校と教育委員会、その他全ての関係者が一体となって取組を推進する。

また、第 2 期プランに掲げた 22 の取組項目については、PDCA サイクルの下、引き続き取組の着実な推進を図る。

さらに、小学校、中学校の各 2 校をモデル校に指定し、先導的かつ実践的な取組を実施するとともに、特に、教頭・主幹教諭等が担う業務に係る負担軽減を図るため、スクールサポートスタッフの有効活用や校務分掌等の業務分担の見直し等に取り組み、その成果を全園・校に普及させる。

なお、達成目標に掲げた数値の一層の改善に取り組むとともに、「子どもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すための取組項目として、「学校における働き方改革の推進」を、令和 6 年度の重点取組項目とする。

2 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに関する事務

(1) 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援に関すること

ア 就学援助

第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、経済的理由によって就学に支障を来さないよう、小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な援助を行うことにより、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにするものである。

第2 課題等への対応方針

学校と連携しながら、お知らせやホームページ等により、制度の周知・広報に努める。

また、他都市の状況調査を継続して行うとともに国の動向を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する。

令和5年10月から生活保護基準が引上げ又は据置きとなったことに伴い、生活保護基準を算定式に用いている就学援助の認定基準について見直しを行う。

第3 令和5年度における管理・執行状況

就学援助を必要とする児童生徒の保護者が漏れなく制度を利用できるよう、学校を通じて在籍者全員へお知らせ及び申請書を配布するとともに、本市ホームページへの掲載等により、広く制度の周知を図った。

また、国の新入学生徒学用品費等の補助単価が引き上げられたことに伴い、本市においても中学校入学前に支給する新入学学用品費等の増額を行った。

認定基準について、令和5年度生活保護基準を算定式に用いる見直しを行い、お知らせ等により周知を図った。

【図表 36】 就学援助の認定者数等の推移

区 分		平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
認定者数	市 立 (認定率)	24,304 人 (25.8%)	23,429 人 (25.0%)	22,873 人 (24.5%)	20,833 人 (22.6%)	19,674 人 (21.6%)
	国・県・私立	384 人	359 人	377 人	357 人	361 人
	計	24,688 人	23,788 人	23,250 人	21,190 人	20,035 人
経過措置(※)対象者数		—	—	—	828 人	699 人
支給額	市 立	18 億 6,226 万円	16 億 9,081 万円	18 億 2,907 万円	17 億 5,334 万円	16 億 8,025 万円
	国・県・私立	1,835 万円	1,421 万円	1,507 万円	1,649 万円	1,625 万円
	計	18 億 8,061 万円	17 億 502 万円	18 億 4,414 万円	17 億 6,983 万円 (経過措置対象者含む)	16 億 9,650 万円 (経過措置対象者含む)

※ 令和4年度からの見直し後の認定基準の適用により、令和3年度に就学援助を受けていた世帯が就学援助を受けられなくなることがあった場合には、見直し前の認定基準により認定を行い、段階的に就学援助費を減額して支給している。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

学校と連携したお知らせの配布や、ホームページへの掲載等により、就学援助を必要とする児童生徒の保護者が漏れなく制度を利用できるよう、きめ細やかな対応に努めた。

また、国の補助単価の改定に合わせ、中学校入学前に新入学学用品費等を増額して支給することで、保護者の負担軽減を図ることができた。

令和6年度からの運用に向けて認定基準の見直しを適切に行い、制度の周知を図ることができた。

2 課題

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、漏れなく支援が行き届くよう、引き続き丁寧な制度の周知・広報に取り組む必要がある。

また、教育環境の変化等に的確に対応し、必要な支援を行えるよう、引き続き国の動向等を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する必要がある。

3 対応方針

今後も学校と連携しながら、お知らせやホームページ等により、制度の周知・広報に努める。

また、他都市の状況調査を継続して行うとともに国の動向を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する。

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要

令和6年8月1日（木）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授
- ・ 福田 敦志 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

2 意見の内容

（1）総括的な意見

- ・ 政令指定都市が有する広範な教育行政権限に基づき、全体として総合的、体系的、効果的な教育行政の実施に努めていると評価できる。また、重点取組項目を設けることで市教育行政の現状や世界平和を希求する広島市にふさわしい事務が執行されており、報告書を通して非常に丁寧に広島市の教育行政が実施されていることを知ることができる。
- ・ 学識経験者からの指摘を踏まえた事務等の改善が継続的に行われており、市教育行政の使命、責任を果たそうとする姿勢が明確である。
- ・ 全体的に、「第3 令和5年度における管理・執行状況」に関する根拠（エビデンス）の内容や提示の仕方等、これまでの学識経験者からの指摘を踏まえた記述内容の改善が随所に見られる。
- ・ 広島市の事業の成果を図る際は、多くの場合には全国平均が用いられているが、人口規模や社会経済的背景、行政権限等を考えると同じ政令指定都市の平均も加えて比較した方がより適切な場合が多いと考えられるため、データの制約なども考慮しつつ可能な限り改善することを望む。
- ・ 評価の客観的な根拠（エビデンス）に関しては、WEB アンケートの活用により効率的な事業評価が可能となり、学校、保護者、市民とのコミュニケーションの活性化にも資することから、積極的な活用が望まれる。
- ・ 各事業の「第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針」の対応方針において、事業の改善を図ることができた取組や方法については、他の事業の改善にも生かせるよう、教育委員会内での共有を図ることでノウハウを蓄積し、人材育成（専門性向上）につなげていくことを望む。

（2）取組項目に関する意見

【幼児教育の推進】

- ・ 市立幼稚園の統廃合については、「まちづくりの観点から、地域との協議を進める」とあり、重点取組項目である「地域とともにある学校づくりの推進」と関連付けて、幼児期から児童生徒期までを見通した学校・幼稚園の取組を期待する。

【学力向上の推進】

- ・ 「全国学力・学習状況調査」における正答率30%未満の児童生徒の割合は、取組を評価する上で重要な評価指標と考えられることから、「第4 管理・執行状況に関する評価、課題

及び対応方針」において、一定の改善を生み出すなど効果のあった取組の他校での活用事例とその成果の把握・評価、その活用事例に基づいた改善が期待される。また、問題解決学習が有する児童生徒の主体性を伸長させる効果との相乗効果を意識した取組を期待する。

【平和教育の推進】

- ・ 昨年の G7 サミットによって改めて被爆地である広島が世界的に注目されたことで、広島の平和教育に対する関心の高まりとともにその貢献が期待される。こうした観点から、これまで取り組んできた平和教育の理念・方針、工夫が重ねられてきた実践や指導法、蓄積されてきた教材や資料、教育課程経営や行政のノウハウなどはとても貴重であり、かつ、興味深い実践が多面的に展開されているため、他の自治体等における平和教育の充実発展に活用されるような取組を期待する。

【高等学校の特色化・魅力化の推進】

- ・ 「ハイスクールビジョン推進プログラム」に基づき、重点支援校を中心とした特色化、魅力化に向けての検討が進められており、市高校教育の充実を目指した取組として評価できる。

【中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進】

- ・ 「多様な考え方、価値観の交流」において、様々な学習活動等における小中一貫教育校以外の学校との ICT（オンライン）を活用した交流の必要性を記述していることは非常に重要であり、ICT を積極的に活用したさらなる展開、充実を望む。

【帰国・外国人児童生徒等に係る教育の支援】

- ・ 関係団体の協力を得ながら、広島市がこの分野における先導的な役割を担うことが期待されており、その際には、ICT を活用した複数学校をつないだ母語による指導や AI の翻訳機能を効果的に活用した支援、指導が実施可能であるため、その効果を検証しながら、効果的な母語による指導の充実を望む。こうした取組は、外国人児童生徒等の集住する他都市と積極的に連携することで、支援の充実が期待できる。

【学校施設の整備】

- ・ トイレの洋式化率や老朽化対策による施設改修工事等の実績に着実な進展が見られる一方で、外壁の剥落などは人命に関わる事故につながることから、緊急度の確認や優先順位付け等を行いつつ、予算の確保と迅速な執行を期待する。

【ICT を活用した教育の推進】

- ・ 高速ネットワークの整備や家庭のインターネット環境に合わせた支援等の情報教育の環境整備は、今後の教育行政の重要な使命であることから、積極的な取組による着実な充実が見られることは評価できるが、十分な ICT 環境の迅速な整備と積極的な活用を期待する。また、「タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実」においては、受講者アンケートを実施し、それに基づく評価がなされているため、他の事業においてもこのようなアンケート結果等のエビデンスに基づいた評価の充実を期待する。なお、アンケート結果では肯定的評価が非常に高く、充実した研修が行われていることから、今後の一層の授業改善が期待できる。

【いじめ・不登校等対策の推進】

- ・ 「不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実」において、「ふれあいひろば」で授業のライブ配信等を行ったり、「ふれあい教室」間において、オンラインによる交流がで

きる環境を整備していることは、児童生徒の多様なニーズに対応する柔軟な環境整備として高く評価でき、ICTを活用した支援の更なる充実を期待する。また、単に不登校児童生徒数の増減を評価するのではなく、児童生徒一人ひとりに合った普通教育機会の確保・保障を期待する。

【地域とともにある学校づくりの推進】

- ・ 学校運営協議会が全ての市立学校に設置され、研修や人材確保の取組などを通じて充実が図られている一方で、学校運営協議会などの学校参加制度に関する研究においては、参加者の属性（年齢、性別、社会階層）の偏りが指摘されているため、全ての児童生徒、保護者、地域住民に開かれた協議会、地域協働活動となるような取組を期待する。

【休日の部活動の地域移行（中学校）】

- ・ 3つのモデル事業を行い、その成果や課題を検証しようとする取組は、各中学校の置かれた状況に合わせた柔軟な地域移行が可能になると考えられ、評価できる。今後、モデル事業それぞれの成果と課題の検証とそれを踏まえた普及を期待する。

【子どもの安全対策の推進】

- ・ 全市を挙げた充実した取組が普及・定着しており、評価できる。引き続き学校教育の前提となる子どもの安全確保に取り組んでいただきたい。

【学校における働き方改革の推進】

- ・ 明確な達成目標の設定と適切な分類（校種、職位等）とエビデンスに基づく評価がなされており、他の事業でも参考にすることを望む。目標値が達成できなかった二つの目標は、ともに教頭の達成度の低さが目立ち、こうした傾向は他の自治体でも見られると考えられることから、他自治体において効果のあった取組などを積極的に取り入れるなど、早急な対応を望む。

【就学援助】

- ・ 家庭の経済状況に関わらず安心して教育を受ける機会を保障する上で最も重要な事業であり、家庭の経済状況が児童生徒の学習に大きな影響を及ぼさないよう、確実な事業の実施を求める。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会の会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

令和5年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである（図表37）。

【図表 37】教育委員会議の開催状況

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
1	令和5年 4月19日	人 5	人 1	1 「10 オフ運動」の令和4年度取組結果及び令和5年度取組概要について（報告） 2 広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について（報告） 3 教職員の人事について（議案第21号）
2	5月24日	5	4	1 広島市こども文化科学館展示リニューアル基本構想の策定について（報告） 2 広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について (1) 広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針（議案第22号） (2) 広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針（議案第23号） (3) 広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針（議案第24号） 3 広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案第25号） 4 令和6年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針について（議案第26号） 5 広島市教科用図書採択審議会への諮問について（議案第27号） 6 広島市教科用図書採択審議会委員の委嘱及び任命について（議案第28号） 7 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 変更契約の締結議案（代決報告第6号） 8 教職員の人事について（議案第29号）
3	6月14日	5	4	1 広島市立学校児童生徒数等（令和5年5月1日現在）について（報告） 2 第2期「広島市の学校における働き方改革推進プラン」の策定について（報告） 3 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 令和5年度6月補正予算議案（代決報告第7号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				4 訴訟について（報告）
4	7 月 14 日	5	6	1 令和 5 年度放課後児童クラブの利用申込状況等について（報告） 2 訴訟について（報告） 3 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第 30 号） (2) 教職員の人事について（議案第 31 号）
5	8 月 24 日	4	2	1 令和 6 年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告） 2 新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について（報告） 3 令和 6 年度広島市立高等学校の入学定員について（報告） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 財産の取得議案（代決報告第 8 号） (2) 契約の締結議案（代決報告第 9 号） 5 令和 5 年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第 32 号） 6 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第 33 号） (2) 教職員の人事について（議案第 34 号） (3) 教職員の人事について（議案第 35 号）
6	8 月 27 日	3	22	1 令和 6 年度から使用する広島市立小学校用教科用図書の採択について（議案第 36 号） 2 令和 6 年度から使用する広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について（議案第 37 号） 3 令和 6 年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書採択について（議案第 38 号）
7	9 月 4 日	5	5	1 広島市立湯来西小学校の廃止について（議案第 39 号） 2 広島市立学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について（議案第 40 号）
8	10 月 26 日	4	11	1 令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果について（報告） 2 教職員の人事について（議案第 41 号）
9	11 月 9 日	4	3	1 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第 42 号） (2) 教職員の人事について（議案第 43 号） 2 広島市立学校通学区域審議会の答申について（報告） 3 「青少年からのメッセージ」の募集結果について（報告） 4 令和 4 年度不登校・暴力行為・いじめの状況に

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				について（報告） 5 広島市北部地区学校給食センター（仮称）の設置に係る敷地の選定及び建築の計画について（議案第 44 号） 6 己斐公民館の移転に係る敷地の選定及び建築の計画について（議案第 45 号） 7 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 広島市立学校条例の一部改正議案（議案第 46 号）
10	12 月 25 日	5	2	1 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 令和 5 年度 12 月補正予算議案（代決報告第 10 号） (2) 契約の締結議案（代決報告第 11 号） (3) 契約の締結議案（代決報告第 12 号） 2 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 47 号） 3 中央図書館の移転及び郷土資料館サテライト（仮称）の設置に係る敷地の選定及び建築の計画について（議案第 48 号）
11	令和 6 年 1 月 24 日	4	2	1 湯来地域における小中一貫教育校の設置場所等について（報告） 2 令和 6 年広島市二十歳を祝うつどいの開催結果について（報告） 3 青少年野外活動センター・こども村及び三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターの更新に係る基本計画（案）の概要について（報告） 4 沼田高等学校寮の食事提供に係る管理運営の見直しについて（報告）
12	2 月 7 日	5	2	1 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 財産の取得議案（代決報告第 1 号） (2) 令和 5 年度 2 月補正予算議案（代決報告第 2 号） (3) 令和 6 年度当初予算議案（代決報告第 3 号） 2 教職員の人事について（議案第 1 号）
13	3 月 6 日	3	0	1 青少年交流事業の開催結果について（報告） 2 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第 2 号） (2) 教職員の人事について（議案第 3 号） (3) 教職員の人事について（議案第 4 号）
14	3 月 19 日	5	0	1 事務局職員等の人事について（議案第 5 号）
15	3 月 26 日	5	4	1 令和 6 年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告） 2 令和 5 年度「広島市児童生徒の体力・運動能力

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				調査」の結果について（報告） 3 美鈴が丘高等学校の新学科「グローバル探究科」設置について（報告） 4 令和 6 年度広島市教員研修計画について（報告） 5 学校運営協議会の設置及び廃止について（議案第 6 号） 6 広島市教育委員会規則の一部改正等について (1) 広島市立学校通学区域審議会規則の一部改正について（議案第 7 号） (2) 広島市教育委員会公印規則の一部改正について（議案第 8 号） (3) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第 9 号） (4) 広島市青少年センター青年の家管理運営規則等の一部改正について（議案第 10 号） 7 市長の権限に属する事務の一部の委任について（議案第 11 号） 8 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案第 12 号） 9 広島市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案第 13 号）
開催回数 15 回		計（延べ） 67 人	計（延べ） 68 人	議案：24 件、代決報告：10 件、報告：41 件、 審議事項 合計 75 件

（注）「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告。

(2) その他の主な活動

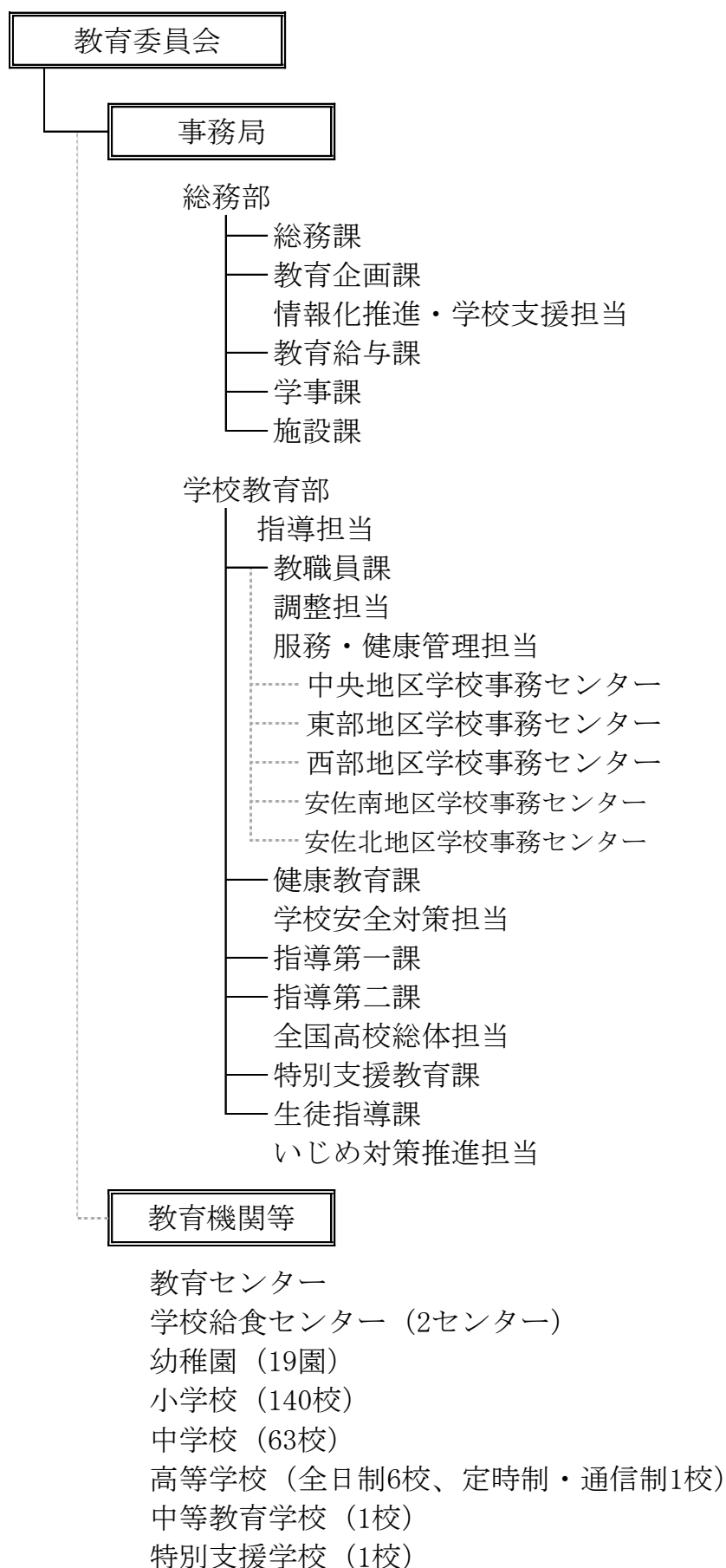
教育委員は、教育委員会議に出席するほか、適宜、各種会議への出席等も行っており、その主なものは、次のとおりである（図表 38）。

【図表 38】教育委員の主な活動状況（教育委員会議を除く。）

時 期	区 分	概 要
令和 5 年 4 月	入園式・入学式への出席	幼稚園 2 園の入園式、小学校 2 校、中学校 2 校、中等教育学校 1 校及び高等学校 3 校の卒業式にそれぞれ出席した。（延べ 10 人）
6 月	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に出席した。（5 人）
7 月	広島県女性教育委員グループ総会及び第 1 回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。（3 人）
9 月	学校訪問	八木小学校を訪問し、ICT 機器や学習支援ソフト等を活用し、一人一人の特性や学習進度、学習到達度に応じて指導を行う授業の様子などを視察した。（4 人）
10 月	広島県市町教育委員会教育委員研修会への参加	県内の教育委員が参加する研修会に参加し、意見交換を行った。（3 人）
11 月	学校訪問	中広中学校、段原中学校、広島みらい創生高等学校を訪

時 期	区 分	概 要
		問し、部活動指導員の指導の様子などを視察した。(延べ12人)
令和6年 1月	第2回指定都市教育委員会協議会への参加	全国の政令指定都市の教育長・教育委員による第2回会議(北九州市で開催)に教育長・委員が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(1人)
	都道府県・指定都市教育委員研究協議会	都道府県及び指定都市教育委員会の教育委員のための研究協議会に参加し、意見交換を行った。(1人)
	学校訪問	東野小学校及びふれあい教室・安佐南を訪問し、「ふれあいひろば」における児童生徒への支援の様子などを視察した。(5人)
2月	広島市総合教育会議	市長と教育委員会が、学校における働き方改革の推進について意見交換を行った。(5人)
3月	卒園式・卒業式への出席	幼稚園1園の卒園式、小学校2校、中学校3校、高等学校2校及び特別支援学校(小学部・中学部)の卒業式にそれぞれ出席した。(延べ10人)
	閉校式への出席	湯来西小学校の閉校式に出席した。(3人)

(参考) 2 教育委員会事務局・教育機関等組織図 (令和6年4月1日現在)



(参考) 3 広島市立学校の児童生徒数等

【図表 39】 広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

校種		幼児児童生徒数	学校数
幼稚園		451 人	19 園
小学校		62,121 人	141 校
中学校		28,453 人	63 校
高等学校	全日制	4,951 人	6 校
	定時制	762 人	1 校
	通信制	1,088 人	
	小計	6,801 人	7 校
中等教育学校		683 人	1 校
特別支援学校	小学部	190 人	1 校
	中学部	98 人	
	高等部	263 人	
	小計	551 人	
計		99,060 人	232 園・校

(参考) 4 図表一覧

ページ

【図表 1】 令和 5 年度全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率	6
【図表 2】 全国学力・学習状況調査における正答率 30%未満の児童生徒の割合	6
【図表 3】 職場体験学習及びひろしまキャリア教育応援団からの講師派遣による職業講話実施校等（中学校）	10
【図表 4】 インターンシップ参加者数（高等学校）	11
【図表 5】 令和 5 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」実技調査の結果	13
【図表 6】 令和 5 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」のうち体力合計点と関連を示した項目の結果	13
【図表 7】 被爆体験を聴く会等の実施状況	16
【図表 8】 こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数及び参加者数	16
【図表 9】 平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）	16
【図表 10】 特別支援学級指導員の人数の推移	23
【図表 11】 学習サポーター・特別支援教育アシスタント活用人数の推移	24
【図表 12】 通級による指導を受けている児童生徒数の推移	24
【図表 13】 巡回相談指導の実施状況の推移	24
【図表 14】 医療的ケアが必要な児童生徒数の推移	25
【図表 15】 日本語指導協力者の訪問を受けた学校数と児童生徒数、訪問回数の推移	34
【図表 16】 教育相談員の訪問を受けた学校数と訪問回数の推移	35
【図表 17】 学校施設の校舎のトイレ様式化実績の推移	38
【図表 18】 学校からの要望等により実施した施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移	38
【図表 19】 いじめの認知件数の推移	46
【図表 20】 暴力行為の発生件数の推移	46
【図表 21】 不登校児童生徒数の推移	46
【図表 22】 スクールカウンセラーの活動時間数と相談件数の推移	47
【図表 23】 スクールソーシャルワーカー等の配置人数とケース数の推移	47
【図表 24】 弁護士等への相談件数の推移	47
【図表 25】 「ふれあいひろば」支援児童生徒数の推移	48
【図表 26】 「ふれあい教室」の通室児童生徒数の推移（小・中）	48
【図表 27】 令和 5 年度校種別テーマ実施状況	53
【図表 28】 令和 5 年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会）に係る研修会アンケート結果	53
【図表 29】 見守り活動者数の推移	58
【図表 30】 第 1 期プランに掲げる達成目標	60
【図表 31】 第 2 期プランに掲げる達成目標	61
【図表 32】 第 2 期プランの達成目標の実績の推移	61
【図表 33】 第 1 期プランの達成目標の実績の推移	61
【図表 34】 第 2 期プランに掲げる 3 つの視点、9 の分類及び 22 の取組項目	62
【図表 35】 令和 5 年度に達成できなかった目標の校種別、職位別の実績	63
【図表 36】 就学援助の認定者数等の推移	64
【図表 37】 教育委員会議の開催状況	69
【図表 38】 教育委員の主な活動状況（教育委員会議を除く）	72
【図表 39】 広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数（令和 5 年 5 月 1 日現在）	75

登 録 番 号	広 X 1 - 2 0 2 4 - 2 5 1
名 称	広島市教育委員会事務局点検・評価報告書
主 管 課 所 在 地	広島市教育委員会事務局総務部総務課 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号 (〒730-8586) TEL : 5 0 4 - 2 4 6 3
発 行 年 月	令和 6 年 9 月